

○委員長(齊藤 明男) ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

議題の確認ですが、配付の議題のとおり進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

1 付託事件審査

○委員長(齊藤 明男) それでは、1の付託事件審査ですが、提出者の説明については省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、議案第1号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下議案6件を一括議題といたします。

御質疑ありませんか。金澤委員。

○金澤 浩幸委員 議案第7号函館市縄文文化交流センター条例の一部改正についてを確認させていただきたいんですけども、まず、一般質問で工藤 篤議員も聞いておりましたが、再確認したいと思いますので、何点かお答えいただきたいと思います。まず、縄文文化交流センターを指定管理者に行わせる、この基本的な考え方を教えていただけますか。

○教育委員会生涯学習部長(政田 郁夫) 縄文文化交流センターの管理委託にかかわりまして、指定管理者による管理運営の根本的な考え方という趣旨での御質問でございます。縄文文化交流センターにつきましては、本市の縄文文化発信の中核施設でありますとともに、地域の特産物、観光情報などを発信する道の駅を兼ねる広域観光施設として、市民及び観光客に対し縄文文化を広く伝えるとともに、まちの活性化、地域づくり、こういったものに寄与する、目的とする施設でございます。こうした中で、指定管理者による民間のノウハウを活用した管理運営によりまして、経費の節減の実現とともに、今まで以上に効率的な施設の運営、市民サービスの向上、柔軟な発想による積極的情報発信、こういったことを進めることが可能となりまして、さらなる施設の利用促進、広域観光の推進、地域振興が図られるものというふうに考えております。

以上でございます。

○金澤 浩幸委員 民間の発想を取り入れて集客にもつなげたいということですけども、それで、国宝を民間の指定管理者に扱わせるということになりますよね。日本国内に国宝、多々あると思いますけども、個人の所有物以外で、行政が持っている国宝を行政から民間に委託しているという、そういう事例っていうのはあるんでしょうか。

○教育委員会生涯学習部参事3級(阿部 千春) 国宝のある博物館を指定管理者にしている事例につい

てのお尋ねでございますが、国宝のある施設を指定管理者にしている事例といたしましては、島根県立古代出雲歴史博物館がございます。

以上でございます。

○**金澤 浩幸委員** 島根県で1件あるということですので、そこでは何か問題があるとか、そういうふうな事例はないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春）** 島根県の施設につきましては、特に問題があるということとは聞いてはございません。

以上でございます。

○**金澤 浩幸委員** 仮に、この北海道唯一の国宝が指定管理者の方に管理していただいて、何か事件等があった場合には、その責任というのは、どこが持つことになりますか。やっぱり行政ですか、あるいはその、何かあった場合の対応というのはどうなりますか。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春）** 当縄文文化交流センターは、博物館法にのっとった登録博物館として縄文文化に関する調査研究を行うとともに、国宝中空土偶を展示、公開するという重大な使命が課せられている施設でもございます。ですから、制度の移行後も、教育委員会が指定管理者と連携を密に図って、適正な管理運営を指導してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**金澤 浩幸委員** 適正な管理運営は当然やっていくと思うんですよ。何かあったときの責任というのは、どっちがとるといふ話になりますか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 国宝の所有者は基本的に市でございます。そういう部分で、何かあった場合ということのお尋ねでございますけれども、その何かあった中身によるのかなど。管理瑕疵によるものであれば指定管理者の責任になりますし、そうでないような部分でありますと行政の責任とかがってなり得る場合もあるのかなというふうには考えております。基本的には指定管理ですから、そういう責任も指定管理者のほうには負っていただくということにはなりますけれども、その事案によって対応の仕方というのは異なるものかなというふうに考えております。

○**金澤 浩幸委員** 今の答弁ですと、管理に瑕疵があったときには指定管理者の責任になるということですが、その北海道に唯一の国宝をそういう民間の指定管理者に任せるといふこと自体がどうなのかというのはいかがでしょうか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 縄文文化交流センター、館が建ってから2年たちました。そういう中で、確かに国宝、国の宝ですから、それはもう大変貴重なものと。その中で、温度管理、湿度管理、それから変な方が来て何か支障を与えるとかということがないということも、きちんと警備というんですか、そういった部分にもこれまで万全を期してきたものでございます。そういうノウハウというものが、私どものほうではきちっと持ち合わせてきましたので、そうしたノウハウを指定管理者にきちんと伝えていくことによって、きちんとした管理ができるものというふうに考えておりますし、また、指定管理者による指定管理が始まった場合においても、うちのほうで助言なり指導なり、そういったものについては細かく実施していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○**金澤 浩幸委員** 私は根本的に国宝ですから、市がやっぱり単独で管理していくほうが無難なのかなとは思っているんですよ、基本的に。民間の方に委ねたときに何か、本当に何もないとは限らないわけですよ。そのときに、国宝を指定管理者で受けていたところに責任を負わせるという、やっぱり話にはならないのかなと。あくまでも最終的には函館市が責任を持って管理していかなければならないのかなと思って確認させていただいたところではあります。それと、民間に委託することによって、観光資源としてのお客さんを集めるだとか、そこのバランス、どっちを重視するのかなという問題だとは思いますが、ここまで来て、指定管理者に行わせたいということですので、そこは了承したいとは思いますが、それで、一般質問の質疑でもありましたけども、商工会議所が主体となって、この縄文の遺跡を世界遺産に登録しようということで、会議所としても動き出されたということですけども、そちらのほうでは、この間の議員の質問でも、経済界のほうでは指定管理者に行わせるのは時期尚早じゃないかという、そういう意見が出てるふうに聞いてますけども、そこら辺はどのように聞いてますか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 指定管理者導入の時期についてのお尋ねでございます。函館市縄文文化交流センターを指定管理者に移行して、民間の力を活用しながら、縄文文化の価値を広く情報発信することは、早期に世界遺産登録を実現するために重要であるというふうに考えておりますし、特に前段申し上げましたが、国宝の管理につきましては指定管理者移行後も市が責任を持って指導するというふうに考えております。また、先日経済界のほうで立ち上げていただきました道南縄文文化推進協議会、こういったもの、経済界として、民間の力を借りて、縄文の魅力を市民にもっともって伝えていきたいという動きに対しては、私どもも大変感謝しているところで、そういった力と合わせて、私どもとすれば、指定管理者に移行する中で、世界遺産登録をもっともって本格的に体制の充実をさせて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**金澤 浩幸委員** 最終的には、やっぱり地域の皆さんが、誰もが思うのは、世界遺産の登録を受けというのが最終目的なのかなと思ってますし、今回だめになりましたけど、これからというときに、経済界の皆さんが協議会をつくって、経済界としてもバックアップしていこうという、そういう時期に、経済界の皆さんの理解を得れない可能性のある指定管理者にするというのはどうなのかなというのは、私はあるのかなと思ってるんですよ。この先、経済界の皆さんにもよく説明して、話を、経済界の皆さんの意見もよく聞いて、世界遺産の登録を目指して進めていっていただきたいと思っておりますので、教育長、そこら辺、何かありましたら。

○**教育長（山本 真也）** 今、金澤委員から、執行に当たっては十分団体とも協議をしてということですが、縄文文化交流センター、もちろん国宝を有する登録博物館でもありますし、その貴重さというのは私どもも十分承知をしております。そういった中で、今回、指定管理者制度に移行をしようとするというのは、やはりそういった管理運営というのを十分にやっていく、それは行政も責任を果たしていくということが前提であります。もう一方で、まだまだやはり普及促進の必要な縄文文化に対する意識啓発であるとか、いろんな市民団体も存在しています。そういった力を結集して一つの力にまとめていって、そして縄文文化の貴重さというのを広く市民にも、あるいは道民にも知っていただくというためには、行政が直接管理するよりも、民間の力を生かしやすいという趣旨での導入であります。で

すから、いろんな市民団体、NPO、存在をしますし、この度、経済界も協議会を結成していただいて、経済界を挙げて支援をいただくという体制になってきておりますので、そういった団体の方々とは十分に協議をしながら、この指定管理者制度の導入というのを図っていきたいというふうに思っていますので、まだまだ十分意思疎通というか、十分でないところもありますので、今後も十分に協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**金澤 浩幸委員** 十分協議していただいて、焦ることなく、じっくり話し合っ、いい方向に行くように進めていただきたいと思いますので、お願いします。

終わります。

○**委員長（齊藤 明男）** 阿部委員。

○**阿部 善一委員** 2つほどありますけれども、最初、話の続きですから、今、金澤委員からもありました、随分、本会議もそうですし、また、今の教育長の最後の言葉も随分気にはなってます。現実には、商工会議所と、あるいは商工会等々含めて、話が違うのではないかと。前にこういうことがありましたね。今から10年以上前だと思いますが、水道料金、下水料金を上げるというときに、業界団体がもう了解したということで、議会もそれならばということで大分賛成に傾いたと。しかし、現実には、話は聞いたことはわかったと。だけど、内容については何一つ了解してないよというようなことがあって、当時の局長が退職せざるを得なかったと。こういう大きな事件がありましたけれども、私もいろいろ見たり聞いたりして、何かそのような感じを受けているんですね。今朝も商工会議所の方と電話でやりとりしましたけれども、議会では、函館市は会議所を含めて理解もらっているという答弁があったと。いやいや、阿部さん、それは全然違うよと。役所から二人で来て、一方的に、ほかの業務も全部指定管理者に移行するんで、やらせていただきますということで帰ったと。非常に我々は憤慨していると。そのことについて了解した覚えはひとつもない。こういうふうに明言をされてまして、その方は今、経済界も挙げて、何とかいろいろ団体をつくって、世界登録遺産を目指しているというときに、そこでまず一つ着地点を設けて、その後、落ち着いたら指定管理者に、これは選択肢は当然あり得ることでしょうと。今、一緒にやらなきゃならないのに、何で今、指定管理者にしなければならないんだということの話ですよ。そうすると今、これ今朝の話ですから、全然話が違うわけですよ。これ一体含めて、もう一回改めて聞きますけれども、本会議の工藤 篤議員とのやり取りの中で、政田生涯学習部長は、経済界の了解も得たというような答弁をされてましたね。だけど、商工会議所の最高幹部は、そんなこと言ってないと。これは違うと。来たことはわかったと。だけど、その指定管理者にすることについては何も了解も与えたわけでない。そのことを大体求められていないと。いいですか、悪いですかと確認しますとかって、確認もされてないと。こういうことだったんですよ。どうですか、私の話違いますか。どうですか、違うなら違うと言ってください。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 経済界の方ですけれども、協議会の会長さんのところに出向いていきました。商工会議所にも、その前段で御説明はさせてもらってたんですけども、縄文文化交流センターを指定管理者に移行する目的、趣旨、考え方、その前段で、協議会を立ち上げていただきまして、ありがとうございますという感謝も述べさせてもらった上で、官民一体となって進めていきたいと、

そういう部分で、民間の力をお借りして、そして指定管理者を導入したいという御説明をさせていただきました。そのことについては、市の考え方についてはわかりましたということでございました。

以上でございます。

○**阿部 善一委員** だから、官民一体で世界登録遺産に向けていろいろ運動していくということについては了解したということなんだよ。だけど、指定管理者にするということは、また別の話でしょっていの。そのことについて、商工会議所は、了解ですかと聞かれたことはありませんと。ただ一方的に、市の方針で民間委託をやるんですと。ですから了解してくださいということしか説明されていないということ。だから、そのことについて本会議でも了解されたようなことを言ってるから、それは違うんじゃないですかと。言った後段の部分の一緒にやっていくことについて、それは了解したと。それはいいと。けども、指定管理者にするにしても、そのとき言ったかどうかはわからないけども、内部的には、まず行政と一緒にやって、そして登録されたら少し期間を置いてみて、これだったらノウハウも蓄積されているし、指定管理者やってもいいなということであれば考えは別だというような私見も述べられておりましたけども、その方は。そういう状況だと思う。だから、これは大変なことだと思ってるんですよ。我々も、やっぱりそういう、いろんな審議するのに、せっかく応援してくれている団体のそういう意向を大事にしなければならぬし、気持ちも大事にしていかなければならぬし、一緒にやらなければならぬ。これ、ちぐはぐだったら絶対だめな話ですから。だから、その前段の部分の指定管理者にするということの話というのは、どういう話だったんですか。後段の協力するのはいいですよ、それは。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 前段の話と申しますのは、指定管理者に移行するという理由と言うんですか、例えばということで、私が御紹介させていただいたのは、旅行会社やエージェント、そういったところと民間であればタイアップしていただいて、あそこには、ひろめ荘という温泉を兼ね備えた施設もありますし、そういったところとタイアップしてツアーを組んでいただくとか、あと、例えば指定管理者の独自事業として、バスを借り上げて地元の小中学生を縄文文化交流センターに招待して、小さいうちからそういった縄文文化に触れていただくとか、いろんな取り組みが考えられますと。今、現状そういったことがやられてないかという、そういうことでもないんですけども、さらにそういう取り組みの推進が期待される。そういう趣旨のことはお話させていただきました。

以上でございます。

○**阿部 善一委員** 政田部長、それちょっと、あなたの答弁おかしくないか。俺はおかしいと思うぞ、そういう答弁というのは、軌道を脱線してるんじゃないかと思ってる。市役所は能力がないということなの、じゃあ。民間でやればどう変わるの。市役所だって一生懸命やればできるでしょ。民間でなければ絶対できないというものではないんでないの。つまり、安上がりにしたいがためでしょ、恐らく。世界遺産の登録を目指しているものを、その団体を安上がりにしていこうなんて話は、私はちょっと違うんでないのかなと。今の政田部長、あなたの答弁、それ絶対おかしいよ、それ。首かしげてるけども。役所だって当然できるでしょ、そんなことは。役所だからできなくて、民間にすれば、じゃあ何ができて、何ができなくて、この分は民間でやればできるんですという何か確固たるものはあるの。ないでしょ、そんなことは。ないんだよ。何だってできるんだよ。いろんなこと、法に触れない限りは。いろんなことはチャレンジする、また、しなければならぬんだよ。それを、だから民間でなければできないとい

う理屈をわざわざそこに持ってくること自体が私はおかしな答弁だと思っている。教育長、あなた、そう思わないか。そんな答弁で誰が納得するの、そんな答弁で。役所ができませんから、その分、民間ならできると、そんな理屈どこにある。違う、役所だってできるでしょ、やろうと思えば。ただやる気があるか、やる気がないかだけの問題ですよ。やる気がないなら、やる気がないとはっきり言えばいいんだって。余り次元の低い話は私はしたくないけど、あまりにも粗末だよ、答弁が。そうじゃないでしょと。じゃあ、何ができて、何ができないの。日常の管理、それから世界遺産に向けてのいろいろな取り組みをするときに、役所はここまでしかできないんです。民間であればここまでできて、その登録にすごく有利なんですという何か確固たるものありますか。あったら教えてくださいよ。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 具体的な事案ということで前段お話しさせていただいたつもりでございますけれども、市民満足度の高いサービスの提供とか、あと経費の縮減、それと地域経済の活性化、また、市民というんですか、民間団体がそういった管理運営に直接携わることで、市民の主体性の醸成とか、そういった部分が、指定管理者移行することによって大きく期待されるものというふうを考えております。

以上でございます。

○**阿部 善一委員** だから、そこがわからないと言うの。そこがわからない。じゃあ、幾つかのその、民間の経済活動に寄与するとかしないとかって言うけど、じゃあ、役所でやれば、しないの、これ。違うでしょっていうの。安上がりにしたいがためでしょ。私から言うと、今は助走期間なんですよ、これ。助走期間。一つの目標があって、それは世界遺産という一つの目標がある。まず、そこまで行くための助走期間なの。この助走期間を、いろいろ屁理屈はつけて民間やるとは言ってるけど、結局安上がりにしたいがための話であって、私は助走期間というのは、しっかりと役所が直接管理をして、そこに向けて官民一体でその運動を幅広く展開していくということが必要なんでないのと。今、何で泡を食って、そんなことをしたって、どれだけ役所の、経済的な、どうなるかわかりませんがね、違うんじゃないのって言うてるの。だから、商工会議所の関係の方も、おかしいでしょと。了解もしてないものを了解したと言ってるし、市役所は何考えてるんだ一体と。こういう状況の中で、官民一体として一緒になって運動を盛り上げて、一緒になってつくっていけると思いませんか。このあつれきがある中の状況の中では。不信感を抱えた中では。どっちかがうそつきなんだよ、これ。言ったことを言っていない、言ったことを言ったと言うし、どっちかがうそつきなんだよ、これ。そんなあつれきを抱えた中で、官民一体として、これから極めて大きな運動、広範な運動をしなければならないのに、一体として取り組んでできるの。私は非常に、これは相手に対しても失礼な話だと思いますよ。返事は聞かれていないんだと。指定管理者にすることについては、了解していただけますかということは一言も聞いていませんと。ただ説明して、言ったきりです。ほかの団体もこういう政策で今やっていますので、この団体も、管理も指定管理者にしますということしか言ってませんと。了解してくださいということは一つも聞かれてませんと。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 阿部委員の、その一つも説明を受けてませんという部分につきましては。（「説明じゃないって。説明は受けたっていうの。了解してないと言ってるの。聞かれてないということ」と阿部委員）市の考え方については理解はしました。わかりました。そういうふうにお

答えいただきました。

以上でございます。

○阿部 善一委員 だから、さっき言ったように、水道料金と下水道料金の値上げと一緒になんだよ。そういうことなんだよ。説明はわかりましたということなんだよ。指定管理者を認めるということではないんだ。それ、もう一回確認してください、きちんと。確認しないとだめだよ、これ。極めて大事な問題ですよ、これから先いろいろ運動を進めていく中で。この段差がある、意識的に不信感を持った中で、この運動を進めていくといったって、これ途中で頓挫する可能性だって当然出てくるんだよ、これ。大変なことになるよ。市民に対する背信行為になっちゃう。それからだって、これ、条例を再提出したっていいと思ってるんだよ。やっぱりきれいにするものはきれいにして、どうなんですか、これ。教育長、あなたは最高責任者なので、もう一回、商工会議所なりね、きちんと意思統一をして、そこで、今、別にこれをこのまま決めたら、4月1日になっちゃうわけでしょ、これ。それ、市長の判断でその施行は猶予できるの。これ、やっぱり意識をきちんとしなければ、後々響くと思いますよ、私は。大事なことなんだよ。どうですか、その辺は。

○教育長（山本 真也） 今、阿部委員から、経済界との意識の違いというのがあるのではないかということですし、その溝を埋めるべきだろうということでもありますけれども、確かに説明の内容と、御理解いただいていた部分とが、なかなかうまくかみ合っていない部分があるんだろうふうに思っています。実際に私どもは、それこそ世界遺産登録のためにもというか、それだけではありませんけれども、縄文文化の普及促進のためには、指定管理者制度への移行によって、いろんな柔軟な管理運営や、そして民間のノウハウを生かすということが必要というふうに判断をして、指定管理者制度を提案させていただいている。そして、ただ、それは一面、それこそ行政が今までちゃんと管理していたものを丸投げするのかというような懸念やら、本当にそれで大丈夫なのかという懸念を、幾つも幾つも確かにいただいてもまいりました。都度、説明をしてまいったのは、そういった市が責任を放棄するということではない。市はやはり責任を持って、管理運営が指定管理者においてもなされるよう、それはそういう責任は市にもありますし、また、世界遺産登録への推進運動というのも官が主体であります。推進本部ですとかも知事や構成遺産の市町村の首長、あるいは教育長というところで構成されておりますから、そういった官における役割というの、これからも十分に果たしていかなければいけない。そのためにも、ある意味では指定管理者制度によって、官そのもの、縄文文化交流センターそのものの運営は、その部分を担っていただきますけれども、世界遺産登録へ向けた活動の推進でありますとか、あるいは縄文文化の普及促進そのものも、やはりそれは官の責任としてというか、私どもの責任として、しっかりと行ってまいりたいと。そういった体制の整備というの、合わせて考えたいというふうに思っているところです。そういったことをちゃんと御理解を現時点でいただけてない部分があるというふうに、今のやりとりでも受けとめますので、実際に本当にそういう状態でスタートさせるのではなくて、執行に当たっては、やはり十分に事前にそういった経済団体初め、経済団体だけではありませんけれども、いろんな団体とも一致協力して運動を進めれるように、ちゃんと協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○阿部 善一委員 後出しじゃんけんしたって、それは効き目ないんですよ。これだけ意識が、不信感を

持っているわけですから、行政に。一方的な話で来た。だから、本当に今、さっきから言っているように民間団体に、指定管理者に移せば、さもさも縄文文化交流センターにたくさんの方が来られて、もっともっと広範に広がるができるということが私はわからない。その意味がわからないんだよ。なぜそうなるの。じゃあ、そういう優れた方がたくさん函館にはおられるんですか。あるいは道外、函館市外でもいいですよ。そういう極めて専門的な知識を持った、あるいはいろんなノウハウを持った方がおられるんですか。そして、そういう方に託そうとしてるんですか。違うんでしょ。違うわけでしょ。確固たるものがあればいいですよ。例えばこれは、さっきから言っているように国宝という一つ、普通の施設と、やはり金目の面だけで私は考えるべきではないと思ってるんですよ。先ほど金澤議員からも少しありましたけれども、この国宝というものを大事にしていくということは、極めて責任のある話なんだよ。それを、特別なノウハウがあるなら別だけど、どっかの警備会社だとか、警備をやってるから大丈夫だろうとか、そういう会社は多分あなた方の頭の中に入ってるんだろうけども、それは違うんじゃないの。一定程度、ずっと函館市がやって、管理をし、そしてうまくいったら、国宝でも何とかしてもらえば、何年かたてばノウハウも蓄積されてきたと、人材も育ってきたということであれば、それは指定管理者ということだって、それは当然あり得る話だと。その知識を、行政でできないものを民間団体がいろんなものを展開をし、さらにその付加価値を高めていくということはあり得る話なんだよ。だけど、今の話は、それは理想論であって、確証はない話なんだよ、言葉としては。移行するための、確証のない話なんだよ。民間でやればもっと効率的な、もっと経済効果も上がってくるという、何一つ確証のない話なんですよ。そうでしょう。だって、実績ないんですから、どこも。函館市のいろんな施設、体育施設でも何でもそうだけど、そういうところだったら、そんなそんな難しい話ではないかもしれない。国宝ですよ。私はこれ、ちょっと早すぎるのではないのかな。どうですか、撤回したら。で、改めて時期を見て提案するとか、何かいろいろやり方はあるんじゃないですか。どうですか、総務部長。あなたは関係あるのか、何も無いの。関係ある。

○**総務部長（川越 英雄）** 指定管理者制度につきましては、これまでも平成18年から本格導入して以来、さまざまな施設に導入してきたところでありまして、そうした中で、やはりその施設によって、民間のいろいろなノウハウですとか、経験ですとか、そうした経営的な観点も含めて、市民サービスの向上につながった効果というものは、私どもとしては認めているところであります。条例上におきましても、指定管理者制度を導入するものとするといったつくりとなっております。必ずしも、公の施設につきましては直営か指定管理者制度、どちらかを選択した中で運営をしていくということになりますので、総合的に施設ごとに判断していくべき課題だなというふうには考えているところであります。

以上でございます。

○**阿部 善一委員** 総務部長、その後の答弁を聞きたいのさ。前段は、そこはもう前略で、後段の、そのさてという文面をちょっと聞きたいの。

○**総務部長（川越 英雄）** ただいま申し上げましたとおり、条例上のつくりというのは、今回の改正の内容というのは、指定管理者制度を導入するものとするといった内容となっております。そのタイミングとかというものを定めるというのではなくて、それは例えば債務負担行為ですとか、そういう中で定められていくべきものだなというふうには考えております。また、選定に当たっては当然、仕様をお

示して公募をしていくことになりますので、その中で適正な管理ができる団体か、事業者かというものも、その選定の中では見きわめた中で選定がされるというのが、この制度の大きな特徴というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○阿部 善一委員 深読みをすれば、2つのことが考えられます。一つは、条例は条例としてある。決まったと。けども、もう一つは、その該当者がいなければ、それはそれとしてならないということですね。そういうこと。もう一つは、じゃあ、先延ばししてもいいのかなということもあるのかなと、そういう深読みはするんだけど、どれが、3者必択でどうなの。

○総務部長（川越 英雄） そうした考え方としては、そういう考え方もあるというふうには受けとめております。

以上でございます。

○阿部 善一委員 極めて曖昧ですけどね、やっぱり今、大事なことは、金目も大事だけど、横一列にいろんなものを考えるべきではないと。金はかかっても、これは少しやらなきゃならないものもあるし、これはもう民間に委託して指定管理者にしたほうが、よっぽどいいと。もっともっと、さっきから言われているように効率的にいろんなこともできて、反映していくというものもあると。一律に、国宝という一つの重みと責任は、やっぱり函館市役所、もっともっと私は敏感に感じるべきだと思いますよ。答弁、私はね、言ったように、今、官民一体で、さっきから言っているように、この世界遺産登録に向けてやっていこうという機運が盛り上がっているときに、一緒にやっていくと。そのためにはどうしたらいいかと。誰が何を、いろんな道具を持つかということをやらなければ、これはすぐに足下見られますよ。今回、東京オリンピックが決まったと。あれはオール日本でやったんだと。前回と違うんだという、その一体感が見られたわけですよ。私はそういう意味では非常に、今、そういう一生懸命やって応援してくれている団体のね、市の意向は意向としてあるにせよ、応援してくれる団体の意向、この好意を大事にすべきだと。当然、民間団体もお金かかるんですから、いろいろ金を出してやるんですから、市はそれに頼る部分が多く、たくさん出てくるわけですから、これから何回も。そういう意向を私は大事にすべきだということを、ですから、この条例の施行については柔軟に考えるべきだと。だって、ノウハウ何もないんだから。そういうことを強く申し上げて、この項は私は終わります。ほかにも誰か次が出てくるんだろうと思うけど。

二つ目は、一般会計の補正予算、8ページの防災対策経費増、3,900万円ですが、ずっとこれは、特にこの内訳、中身、内容についてちょっと概略的に説明していただきたいと思うんですが。

○総務部総務課長（松浦 真人） 防災対策経費増の3,951万1,000円の内容について御説明いたします。

最初の津波防災対策経費の増、660万円でございますが、これは津波避難路の整備でありまして、本年2月に策定した市の津波避難計画の中で、避難者の一時退避するための避難場所として一時避難適地というのを4支所管内に19カ所位置づけたところでありまして、その当該避難適地に至る避難路の安全性を確保するため、手すり、照明等の整備を図るものでございます。このうち、19カ所の現地調査をした中で、一定の整備が必要と考えたもののうち、管理者が函館市と民有地分について、このたび整備を図るもので、具体的には全て恵山支所管内の4カ所の手すり、照明の設置を図るものでございます。事

業費につきまして、660万円につきましては、充当率100%の起債ということで、そのうちの元利償還の7割の交付税算入の緊急防災・減災事業債を予定しているところでございます。続きまして、非常食、応急救護用資材購入費の増、992万3,000円でございますが、これは毛布の購入でございまして、毛布につきましては、東日本大震災時に被災地へ救援物資として提供したことなどから、一定の補充が必要であるということで、また、毛布は災害発生時から早期に避難者に配付する必要があるとございますから、今回、優先的に配備をしたいと考え、購入するものでございます。購入枚数につきましては4,500枚ということで、財源につきましては、今年度から北海道の地域づくり総合交付金にメニューとして追加されたものでございまして、歳出の992万3,000円の2分の1、490万円を歳入として見込んでいるものでございます。なお、この制度につきましては、継続して交付できる期間というのは3カ年度として定められてございます。続きまして、地域防災力強化経費でございますが、これにつきましては、自主防災組織の資機材分でございますが、現行、市では防災資機材につきましては、市がそのものを購入して、自主防災組織へ貸与してございます。当初予算にも1団体当たり40万円を上限に、年間5団体への貸与を見込んで、歳出として200万円計上してございますが、今年度から、この自主防の資機材の購入経費が、先ほどの御説明しました北海道の地域づくり総合交付金の対象となったことから、今回、この制度なんですけれども、あくまでも道の交付金の対象者が市町村ということになりますので、今回、市が自主防に補助する2分の1の額を道から補助を受けるということでございます。こうしますと、歳出につきましては、今まで需用費と備品購入で当初予算に計上していたものが、補助金として同額200万円見込みますので、歳出予算には変更はないんですけれども、そのうちの半分、2分の1の100万円が道から補助金として歳入として見込むということで、地域防災力強化経費補助金、100万円を今回、補正として見込むものでございます。最後、防災行政無線整備費の増、2,298万8,000円でございますが、これは全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTの自動起動装置の整備でございまして、すでにJ-ALERT、市でも設置してございますが、このJ-ALERTで受信した緊急情報を、人手を介することなく防災行政無線や緊急速報メールですとかANSINメールを通じて住民等への発信が可能となるということで、情報伝達手段が非常に多岐にわたるとのことの一つでございます。財源につきましては、国の交付金ということで、基準額が2,300万円になりますので、全額、一般財源なく整備が図られるというものでございまして、歳入に補助金2,298万8,000円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○阿部 善一委員 大体、概略的にはわかりました。防災計画の見直しで、このいわゆる急傾斜地の避難路の問題は随分議論になりまして、なかなか解決策を見ないで今日に至っているわけです。今、恵山の4カ所を、たまたま委員長のところを中心にやられるようなんですけれども、それは別として、ちょっと写真を、我々も、当委員会でもずっと旧4町村のところをずっと見て回って、これじゃあ、とてもじゃないけれども、ここにこの防災避難路をつくっても、誰が上がっていくのかなど。そこに行くまでに非常に、民家の裏を通ったり、狭いところを通ったり、さまざまところがあって、抜本的な解決でなければ、これはあかんというくらいにお粗末な状況にあるわけで、それでも4カ所つくるといいますから、それはそれとしては、今、いいのかなと思うんですけれども、あとはまだ相当な箇所があって、相当なお金をかけて、そしてこれはどちらかというと急傾斜地ですから、北海道の管轄になっていくの

がほとんどだなどというふうに思いますけれども、先ほど言ったように、この防災計画の見直しでも随分ここでも議論しましたけれども、そういう残された部分、私、今回見て、これでは決して万全だとは思えない。特に高齢者を含めて、大変だと思って、それはそれとしてまた別な議論があるかと思いたすけれども、その残された部分、これはどんなふうにこれから整備をしていくのかなど。そこをちょっと確認したいと思いますが。

○**総務部長（川越 英雄）** ただいま阿部委員御指摘のとおり、4支所管内、ほかにも避難地を指定した中で、そこに至るまでの避難路というものが相当数存在するわけでありましてけれども、今回、提出いたしましたのは、管理者が市の避難路について提出させていただきました。現在、そのほかに、やっぱり北海道ですとか国の用地の中で、その避難路を整備する必要があるということで、そちらについては北海道並びに国と協議を重ねているところでもあります。協議が調い次第、その部分についても整備ということで、また予算計上を今、考えているところでございます。

以上でございます。

○**阿部 善一委員** 今、例えば南海トラフだとか東海地震だとかという、非常に日本の根幹を揺るがすような、国そのものの存在を及ぼすような大きな地震が来るとことが非常に報道されています。恐らく来るんだろうと思いますね。そのときに非常に、仮に東海だ、あるいは南海だと来たときに、絶対ここだって影響あるわけで、太平洋側のほうだから、必ず来るわけですし、今、自公民が強靱化法案なるものをこれから国会に提出し、200兆円という莫大な金をかけて今、国土を見直すと言ってますけど、その法案が通らなければだめだということなの。それとも前段で別な資金でもって国や道との協議を進めているという、どういうことなの。

○**総務部長（川越 英雄）** こちらの、今回も財源、100%の充当率の起債がございまして、この財源を活用した中で整備を進めようということで、その法律とはまた別に、現在のそうした防災対策の事業債の中で対応していくと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○**阿部 善一委員** だから、先ほど言いましたように、残された部分ってほとんどなわけで、これはほんの一部なわけで、残された部分というのは大改造しなければ避難路としての機能を果たさないということころがほとんどだというふうに思うんですが、あんな急傾斜地を、相当な階段、狭い階段も、どうやって入口まで行くかと。相当なお金がかかるんで、ここはその費用として、だから道なり国なりとろいろな協議をしていく中で、その財源として、そういうことを函館市があらかじめ国、あるいは道から求められて提出しているのか、あるいは道だから、道の直轄で国なりに交渉しているものか。函館市はどんな形でこれからこの旧4町村の急傾斜地のこの避難路を確保、整備しようとしているのかと。その基本的な、具体的なことを知りたいんです。

○**総務部長（川越 英雄）** この避難路については、北海道の管理しております治山関係の管理用通路ですとか、それから国が管理しております避難の管理用通路ですとか、そういうものを活用しながら、また手すりの整備ということで考えておりました。また、照明灯も含めてですね。ですから、その個々の個別の避難路について、それぞれの所管の部局と今お話をさせていただいて、早急にその経費も含めて私どもの予算の中で対応すると。一部、国のほうでは国の予算の中で対応していただくというものもご

ざいますが、個々個別にそうした箇所ごとに調整を図っているという状況でございます。

以上でございます。

○阿部 善一委員 総務部長、それじゃちょっと弱くないかい。国は今、たくさん200兆円も金を使おうとしているんだから、その資金を有効に活用してやらなければならないんじゃないだろうか。部長、避難路を見たことないな、多分。見たことないね。（「いや、あります」と総務部長）あるか。あの状況を見たら、これは一刻も早くやって、相当な金かかるよなど。1カ所やるにしても相当な、階段のつけかえから何から、場所の選定から含めて、とてもじゃないけど果たしてここがいいんだろうかという箇所が何カ所もある。そういうのを改めて選定し直してやるとすれば、相当な金がかかる。それを函館市の単独のような事業みたいな形でやる、起債を出してやるということは相当年月がかかる話だなと思うんですよ。それではちょっと馬力が弱いので、もう少しエンジンをスピードアップして、国の直轄でやってもらおうとかいう事業手法を取り入れるべきでないですかということ。

○総務部長（川越 英雄） この4支所管内の整備については、そんな日を置かず、今、もう国、道とも話をしておりますので、早急に整備をする方向で、また、その財源についても緊急の防災の事業債を活用しながらやっていくということで今取り組んでいるところでありますので、そんな先の話ではなくて、できるだけ早いタイミングで取り組んでいくということで考えております。

以上でございます。

○阿部 善一委員 じゃあ、それは具体的に見えるのはいつ頃になりますか。

○総務部長（川越 英雄） 年度内には、そういう形でお示しできるというふうに考えております。

以上でございます。

○阿部 善一委員 年度内というんですから大変、あとの議論もないので、それはそれで急いでもらいたいし、それを整備するに当たって、地域住民の皆さんといろいろと話し合いも必要だと思うし、意見も聞かなきゃならないと思うんだけど、それはもう終わってるの。それとも、これからやるんですか。

○総務部参事3級（羽二生 智） 現在、津波避難計画の策定に伴いまして、地域の津波避難に関する住民説明会も行っておりまして、地域のマップ等々もつくっていただいている状況でございます。その中で、地域から出てきている整備の要望だとか、そういう部分もお話をお伺いしながら、我々のほうで精査して、整備等々をどういうふうに進めるかという部分も検討させていただきたいなというふうに考えております。いずれにいたしましても、今回、工事をしようとしている部分につきましては、私も現地のほうを確認して、何回も上まで上がっておりますけれども、まずは現時点で住民が避難するために必要最低限の安全性を確保するという事業、工事を先行して実施させていただきたいというふうに理解していただければと思っております。

以上でございます。

○阿部 善一委員 函館市の条例にあるように、協働のまちづくりだから、一方的に意見を押し付けたり、これしかないんですとかというのをやめて、十分に住民が理解を得るようなものでなければならぬというふうに思います。また、急ぐ話でもあるので、そこは十分にコンセンサスをとって、やって進めていただきたいと思います。

最後ですけれども、この2,200万円、防災無線、J-A-L-E-R-Tですか、この形は具体的にどう、

受けてどんなふうになるんですか。これは市民にどんなふうに戻元されるんですか、これ、情報は。

- 総務部参事3級（羽二生 智）** J-A L E R Tを受信したときに、J-A L E R Tの受信機のほうに自動起動装置を持たせるんですけれども、この自動起動装置から、函館市で運用しておりますANS I Nメール、それと携帯3者の緊急速報メール、それと今、市内に設置しようとしております防災行政無線、こちらに連動して、人手をかけずに即時に住民の方に情報を提供するという、レスポンスの早い情報提供をするために、こういうものを設置するというので事業を進めている状況でございます。

以上でございます。

- 阿部 善一委員** じゃあ、それはいつぐらいに工事が終わって、いつぐらいから供用開始の予定なんだろうか。

- 総務部参事3級（羽二生 智）** 防災行政無線につきましては3カ年ということで、今年度も含めて事業を実施しているところでございますけれども、J-A L E R Tの自動起動装置については、今年度中に事業を終了しまして、部分的に運用を開始していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 阿部 善一委員** 終わります。

- 委員長（斉藤 明男）** ほかに御質疑ありませんか。小野沢委員。

- 小野沢 猛史委員** 何点か質問させていただきたいというふうに思いますけれども、今回の補正で屋内運動場暖房設備整備費、260万円計上されています。これで白尻小ほか2校ということになってるんですけれども、従前、この例えば旧市内の屋内運動場、体育館ですね、の暖房設備はともこういう金額ではなかったのではないかなど記憶してるんですけれども、その辺はどうですか。しかも、3校で260万円。どういう整備をされるんですか。従前の整備の内容とどこか大きく違うのかどうか、その辺のところをわかるように説明していただきたいなど、こういうふうに思います。

- 教育委員会生涯学習部施設課長（秋元 裕志）** この度の260万円の計上した経費につきましては、校舎の暖房設備改修事業の実施設計、設計委託費でございます。ですから、今おっしゃっている、多分、工事費ではないので、それはなぜかといいますと、当然、来年度、26年度にすぐに改修工事に着手したいというふうに思ってますので、前段で実施設計を行うということで、今回はこういう委託費を計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

- 小野沢 猛史委員** わかりました。余りにも金額が少ないので、果たしてどんな工事をされるのかなど。これでしっかりと暖房の効果が上がるのかなど心配になったので、質問をさせていただいたんですけど、御説明でわかりました。来年度、3校やるということで理解していいんですね。はい。ピッチを上げて進めてほしいというふうに思います。

次に、教材購入費増ということで100万円、中学校の教材ということになっておりますけれども、これはその見合いで100万円、指定寄附があったということになってるんですね。この辺の関係を説明していただけますか。もともとこういう教材を購入してほしいという要望があったと、例えばですよ。あって、しかし今回、この予算化されなかった、例えばですよ。それから、そういう指定寄附があったので、ありがたい話ですね、この際、購入しようということになったのかとか、あるいは当初全く計画もなか

ったけれども、こういう寄附があったので購入しようということになったのか、その辺の経過を説明してください。

○**教育委員会学校教育部学務課長（佐藤 ひろみ）** 中学校教材購入費の補正予算の内容についてのお尋ねですが、教育活動に必要な教材の購入につきましては、大部分を学校配当予算基準により各学校に配当し、各学校それぞれが運営実態に沿って計画的に予算執行しているものであります。その中で、近年では情報機器を活用したわかりやすい授業を行うため、電子黒板やプロジェクター、実物投影機などを購入する学校が増えてきておりますが、価格が高額でありますことから、整備が追いついていない状況もございます。このような中、この度、一般社団法人函館馬主協会から、市立小中学校の情報機器の購入資金として100万円の寄附の申し出がございまして、中学校への電子黒板と周辺機器の購入に充ててほしいとの寄附者の意向を受け、補正予算に計上したものであります。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** この馬主協会については、向こうのほうから、何と申すのでしょうか、主体的にというか、能動的にというか、御自分たちでお考えになって、こうしてくださいという寄附をされるんですか。それは一般的ですか。例えば、そうではなくて、私はここに聞いたことがある記憶では、やっぱりそれぞれのいろんな、福祉団体とかありますよね。そういうところのほうから、この点について補助してほしいと、いただければありがたい、申請をするというんでしょうか、で、一定程度審査があって、それで認定されて寄附していただけるというふうに記憶してたんですけども、今回どういう経緯でそういうことになったんですか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 馬主協会さんから実際のお話、申し出があったとき、私も同席しました。その辺の流れを御説明しますと、向こうのほうから具体のカタログを見せていただきまして、こういったものを寄附したいと。結構な内容のものになってまして、金額でいけば100万円ですから、で、向こうとすれば、馬主協会さんとして100万円という金額でもって学校のICT教育の充実に役立てていただきたいと。例えばこういったものを寄附したいという申し出があったものでございます。ですから、通常、金目があって、で、どういったものにするかっていう協議があるんですけども、今回につきましては馬主協会さんのほうから、実際にカタログを手を、入手されて、それでこういったものがいんだだけとあとかっていうような趣旨のお話があったものでございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** 今必要とされているものがどういうものかとかというようなことの情報収集能力というか、そういうものが高いんだと、馬主協会の方々の方ですね。全国的にこういうような活動をされているので、そういった先例があってということなのかもしれませんね。大変ありがたい話だと思います。いずれにしても、何を言いたいかという、必要なものであれば積極的に予算化して、教育委員会のほうから財政当局のほうに、財政厳しいからことしはこのくらいかなとあって、あらかじめ控えめな内容、そういう態度で臨むのではなくて、もうどんどん積極的に必要なものは要望してほしいなというふうに思います。ということで、どういう経緯があったのかなということを知りたかったので質問だけです。以上でこれは終わります。

次に縄文文化交流センター、いろいろ先ほど来質疑があって、ある程度様子がわかったのかなという

ふうにあります。私は、世界遺産登録を目指して運動を始めたばかりですね、そういう中で、それを支援しようという民間のそういう団体も生まれたと。ですから、そういう方々と連携をして、お互いに理解をしながら運動を進めていくというためには、やっぱり事前にきちんと説明をして、お話をして、理解をいただいております必要があるというふうにあります。これからもそういう努力をしてほしいというふうにありますけれども、ただ一方で、それがその方針を決めて、物事を前に進めていくということの、どうしても絶対に必要な条件かということ、それはまた別の次元で考えると、内容によっては、それは進めなければならないものは進めなければならないというふうな考えを持っています。なので、それとは切り離して考えたいと思うんです。民間にその指定管理者に委託をすると、先ほどの御答弁でもありましたけれども、柔軟な管理運営、民間の発想を生かした集客、事業といってもいいんでしょうか、そういうものが積極的に展開していただけるのではないかと。そこに期待してということでした。それは、民間でなければできないのかということら辺については、今、先ほど具体的にひろめ荘だとかいろいろ御説明ありましたが、今でもそういうことはある程度取り組んでいるんだということなんですけれども、その辺が指定管理者に移行しなければ、劇的にというか、その効果が余り期待できないんだということなんです。その辺の説明が余り十分でないようなふうにあります。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 確かに民間でなければできないのかという部分につきましては、行政であればできないのかと、今そういう取り組みがされてないのかということ、そういうことではないとは考えています。ただ、民間に移行することによって、そういう取り組みがより展開されるのではないかとこのところが期待されるというものでございます。

○**小野沢 猛史委員** 一般論としては、言葉としては理解できるんですけど、どうなんでしょうね、私は指定管理者制度に移行すべきものは、やはりどんどん移行していくべきだというふうに基本的に考えています。ただ一方で、何でもそれでいいのかということ、本会議でもちょっと触れましたけれども、これは代表質問で私が質問したことにお答えいただいて、アリーナについてはコンベンション機能を高めるということで、そういう展開をしていくということをにらんで、公募で指定管理者というような御答弁をいただきました。そのときに、市民会館もセットでというような答弁ではなかったというふうに記憶していただいておりますけれども、その後のいろいろ議会のやり取りを聞いていると、それもセットで考えていくというお話がありましたが、コンベンションの誘致と芸術・文化・スポーツの振興とやっぱり性格が違うのかなと。そういう意味からいけば、ここは一旦、本当にどういう手法がいいのかということは立ち止まって考える時期に来てるのかなと、総体にですね、というふうに一方で考えています。なので、なかなか難しい案件だなと思いつつ、会派の中でもいろいろ意見があります。私も今、思い悩んでいるところなんですけれども、今回、この縄文文化交流センターを指定管理者に今、移行するということについては、今までの経過から見ると、例えば教育委員会所管であれば、新たな行財政改革プランの中で、幾つか指定管理者の移行を検討しますと、指定管理者制度の導入を検討しますという項目があるんですけれども、例えば公民館なんかもそうですよね。公民館はまだ具体的な提案になってませんよね。なぜ、これなのかと。今、最終的に秋頃をめどに基本方針を取りまとめると。全ての施設について、民営化するのか指定管理者に移行するのか、あるいは業務の部分的な民間委託をして、少しでも効率的な管理運営をということで、これから最終的にまとめて出てくるというふうに考えていたんですけど、いや、これ

がまとまったから先にやるんだといえ、それはそれで一つの考え方ですけれども、これがなぜ今のタイミングで、ほかと切り離してこれだけ出てきたのかなと。考え方からすると、私は公民館なんかのほうで判断は早くできるのではないかなというふうに考えたり、あるいは市内に4つの老人福祉センターがありますけれども、あれも今回、指定管理者制度導入ということを検討するとなってますけど、あんなのは別にやろうと思ったらすぐでもできるのではないかなと思ったりするんですけど、「してるんですよ」の声あり) してますか。美原とかも全部してますか。「してます」の声あり) そうですか、失礼しました。その辺、なぜこの縄文文化交流センターが出てきたのかなと、このタイミングで、というところ辺がちょっと理解できないでいるところなんですけれども、その辺の経過をお知らせいただければと思います。あれ、もうやってたっけ。今残っているのは入浴料の有料化だ。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** なぜ今なのか、平成26年度からなのかという趣旨の御質問だと思います。縄文文化交流センター、平成23年10月1日にオープンしました。2年間がたとうとしています。そういう状況の中で、年間を通じた見学者の動向、それから光熱水費などの経費、それから国宝を展示するための環境管理、そういった施設の管理運営などのノウハウについては、一定程度私どもとして蓄積してきたのかなというふうに考えております。そういう中で、平成26年度から指定管理者制度を導入することによって、先ほど来申し上げますけれども、民間の力を活用しながら、より一層の集客を図りたいと。そして、縄文文化の価値を広く全国、世界に発信することで、うちも今、直営管理と世界遺産登録ということで二足のわらじを履いている状況でございます。それを一足脱いで、管理は指定管理者にお願いする。私どもは世界遺産登録に向けて、そして垣ノ島遺跡の発掘、今回、土地購入の議案を出させていただいてますけれども、そういった部分も御理解いただいて、垣ノ島遺跡も進めていく。そうすることによって、縄文の魅力をより高めることができるというふうに考えております。来年以降、うちの体制強化も含めまして取り組んで、世界遺産に向けた取り組みをさらに強化していきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** オープンから2年たって、一定程度、その施設の管理運営のノウハウも集積できたということなんですけど、そのことと指定管理者と直接余り関係ないような気もするんですよね。それはどういうことなんでしょうか。同時に、公民館はもう何十年という施設管理の長い歴史があるわけですよ。そういうことをおっしゃるのであれば、公民館のほうはもうはるかに先にそういう方向づけをしてということのほうが自然だと思うんですよ。それは、なぜこれが先に出てきたのかというところ辺が、なかなか理解できないんですよ。今、御答弁いただいたことでは、説明になってないと思うんですよね。私、反対しているわけじゃないんですよ。いろいろ意見があるので、そこら辺をきちんと納得をして、理解をしてということで態度を決めていかなきゃいけないと思うので。しつこいようですけども、その辺についてはもう少しきちんと説明をしていただく必要があるなと。今、公共施設のあり方の基本的な方向性というか、そういうものは全て秋頃を目途にということで作業を進めてきている中で、これだけが議案としてぽって出てきたので、違和感があるんですよね。その辺はどうですか。もう少しきちんとした説明をしていただけませんか。

○**教育長（山本 真也）** 社会教育施設、あと文化施設もそうですけれども、いろんな市の施設がある中

で、基本的には市が管理するよりは、そういった民間の力を活用しやすい施設というのはあるんだろうというふうに思いますし、公民館についても指定管理者というか民間の力を活用するという意味での指定管理者への移行というのは当然考えていますが、公民館で特定して言いますと、あそこは今、改修工事を考えているし、その建物の改修の仕方、あるいは活用のされ方によって、指定管理者に課す要件というか、そういったものも変わってくるんだろうというふうに思っているんですけども、その上での以降というのを念頭に置いているということでもあります。あともう一つ、縄文文化交流センターにつきましては、先ほど部長のほうから答弁申し上げましたように、2年間の中で管理運営のノウハウを蓄積できたということと、実際に今現在、縄文文化交流センターを運営していく中でも、直営の職員というか、職員を3名配置してありますが、啓発事業とか、そういった運営事業の一部はNPO団体に業務委託をしています。その展開の仕方などをよく見ている、やはり柔軟に対応いただいている部分があったり、やはり民間ならではのということか、運営というのが見られるわけなので、そういったのはやはり経験則としてもありながら、そういう団体、あるいはそれに力が同じであれば構わないわけですけども、そういった団体の力というのを活用したいというふうに考えています。ただ、そのことが館の価値を損なうとか、あるいはそういった文化財行政に対して市が手を引くとかっていうことでは全くなくて、やはり市としての責任はこれまで同様に果たしてまいりたいし、そして、マンパワー的には世界遺産登録へ向けた作業にも向けてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

以上でございます。

- 小野沢 猛史委員 やっぱりその答弁では理解できないんですね。その2年間の実戦経験で管理運営のノウハウが蓄積できた。しかも、その中でもNPO法人を活用して、委託をしたり、いろいろと柔軟な館の運営もしているというようなことであれば、私は反対ではないんですよ。説明として、このタイミングでなぜだということの、それであれば引き続き管理運営の、より柔軟な運営というか、運用というか、そういうことに努力しながら進めていけばいいのではないですかということになってしまう。そのことに対する説明にはならないんじゃないでしょうか。どうかな。これ以上、このことを聞いても、なかなかかみ合わないのかなというふうに思いますので、先に進みますけれども、それで今、市の職員は3人いるんですか、今の答弁では。今の管理運営体制というんですか、先ほど阿部委員からもお話ありましたけれども、民間、指定管理者制度を導入するという目的は、一つは民間に委託することで民間の自由な発想で施設の設置目的に、より達成していただけるのではないかと期待感。これは、それはそれとして考え方としてはわかります、理解できるんですね。実際にそうなっているかということ、これまで相当の施設を指定管理者で民間を指定してますから、今そろそろ検証する時期かなというふうに考えてますけれども、それともう一つは、やっぱりコストの縮減。これが全てもちろん目的ではありませんけど、そのことがしっかりとついでこない、余りやる意味がないのではないのかなということにもなると思うんですよ。実際に今の管理運営体制、何人の正職員というんですか、その中に例えば学芸員とかいらっしゃるんですかね。私は詳しいことがわかりませんが、とか、あるいは嘱託職員が何人いらしてとか、総体に経費が幾らかかかっていて、それが民間に委託することでどう変わっていくんですかというところ辺のイメージを説明していただければ。結局、どれくらいコスト縮減が見込まれるのかということですよ。

○**教育委員会生涯学習部参事 3 級（阿部 千春）** 現在の縄文文化交流センターの体制と指定管理者に移行したときの経済効果というところでございますけれども、現在、縄文文化交流センターにつきましては、3名の市の職員が兼務発令されておまして、7人の委託先の職員がございまして、そのうち2人が学芸員、あとは学芸スタッフということに、技術スタッフということでございます。25年度における経費につきましては約5,250万円でございます、これが指定管理者制度に移行することにより、単年度で約3,950万円を見込んでございますので、全体で1,300万円程度の削減効果というものを見込んでいたところでございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** その3,950万円くらいという、この金額の積算の根拠はどういうふうになりますか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 積算の内訳となりますと、これから公募したときに支障になるという部分がありますので、予算の考え方という部分でお話しさせていただきたいと思っております。管理委託料、26年度から約3,950万円、その内訳、人件費が約47%、5割程度と。館長1名、学芸員2名、臨時職員が5名、あと光熱水費、電気料、水道料が約400万円ちょっとくらいということで、約11%。あと館の警備、清掃、設備の保守管理、点検委託、そういったもので約800万円、20%程度。あとその他もろもろの消耗品類とかってというような形になっております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** 今、御説明いただいた人件費だとか等々、幾つかの項目がありましたけれども、この中で特徴的に、ここは金額的に、コスト的に安くおさめられるのではないかというのは、今の直営と今御説明いただいたことと、どうですか、どこか、例えば人件費が相当削減できるとかという、そこら辺を説明していただけますか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** やはり経費の節減ということで考えますと、人件費、現在、市の職員の平均給をベースに計算しておりますけれども、その辺の削減効果が一番大きいというふうに考えております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** 館の管理運営する職員の体制は、今は3名の市の正職員と、それからNPO法人ですか、委託先というのは。そこから7名の嘱託職員というんでしょうか、いう方々で、全部で10名で館は管理運営しているということですね。それが、今、指定管理者に移行した場合の館の管理運営、館長とそれから学芸員が2名と、それからスタッフ5名ですか。8名体制になるということですか。

○**教育委員会生涯学習部参事 3 級（阿部 千春）** 体制と人件費についての御質問でございますが、積算といたしましては3名の職員と5名の臨時職員ということでございまして、人件費の積算内訳につきましては、指定管理者の選定に支障を生じる恐れがあることから、詳細にはお伝えできませんけれども、館長や学芸員、受付案内等に従事する職員を常時4名以上を配置することとして、約1,860万円で積算をしてございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** トータルなその職員体制というのは、館長と学芸員2名と、この臨時職員5名、8名ということなんですね。今は10名、それが8名体制になるということですね。（「3名というのは兼

務」の声あり)今は、先ほどの御説明では、市職員が3名と、それから学芸員が2名、それと、その学芸員を補助するというんでしょうか、いうスタッフが、技術スタッフとかという、そういう御説明だったと記憶してますけど、5名で、全部で10名というふうに、現在は、それが指定管理者に移行することによって、8名というふうに説明を聞いていて理解したんですけど、それは間違いありませんか。その辺、ちょっと

○**教育委員会生涯学習部長(政田 郁夫)** そのとおりでございますが、現在のうちの職員の3名というのは兼務ということでございます。

○**小野沢 猛史委員** 兼務ということは、どういうことなんだろう。じゃあ、質問の仕方を変えますけど、その兼務を解いて、正職員が1名、仮に1名にして、その方は当然、館長になるんでしょうね、ということで、あとはほかのスタッフが、学芸員2名と、それからほかのスタッフ5名ですか、補助する方、臨時職員ですか、この同じ体制で組んで、館の運営というのはいけないんですか。今、そういうふうに見直しをして。そうすると、運営経費は多分、指定管理者に委託するのとそんなに、人件費の部分については極端に変わらないのではないのかなというふうに思うんですけど。どうですか、それは、そういうふうな形で管理運営体制を見直すということによってコストを削減すると。主に人件費の部分ですか。例えば電気代とか清掃費とか、かかるものはかかるっちゃうと思うんですよ。いや、それが高いから、まさか直営でやってませんよね。やっぱり委託してどこかにやっていただいていると思うんですけど、それはほとんど変わらないと思うんですけど、やっぱり人件費の部分でしょう。それは、そういう形で管理運営体制を変えるということはいけないのか。その場合は、総体のコストの中で、やはり人件費の占める割合が大きいから、その部分の削減につながるというふうに思うんですけど、それではだめなんですかということ。私は反対してませんよ、何回も繰り返して言いますけど。

○**教育委員会生涯学習部長(政田 郁夫)** 人件費の内訳ということで、今も正職員3名で、指定管理に移行して後も、その部分については3名体制なんですけども、館長と学芸員2名ということで想定しておりまして、その部分については、もともとの市の職員の給料と比較しますと、やはり市の職員のほうが給料が高いものですから、そういった部分での圧縮が可能になっていると。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** いや、私の質問の仕方が悪いのか、理解が足りないのか、済みません。もう少しで前期高齢者になるんだけどね。今現在、市の職員は3名いると。3名のうちの2名は兼務でということ。

(「3名とも」の声あり)3名とも兼務なんだ。だから、それを兼務じゃなくて、館長1名ということできないんですか。移行すれば、そうなるんですよ。指定管理者に移行すれば、その3名兼務で、いろいろほかの業務を抱えながら、交流館の館の管理運営にも関わっていると。それを1名にして正職員にするという、それで、ごめんなさい、私ちょっと理解できないんですけど、もう1回説明していただけますか。

○**委員長(斉藤 明男)** 教育委員会に申し上げますけど、もう少しちょっとわかりやすく説明していただけますか。質問者の意向をよく聞いて、急がなくてもいいから、よく相談して、ちゃんと言ってください。

○**教育委員会生涯学習部長(政田 郁夫)** 1名にして間に合わないのかという趣旨ですよ。私どもと

すれば現在も、兼務ということなんですけれども、縄文文化交流センターにおいて3名の職員がいる。そういう中で、館長という責任者、それは例えば指定管理者に移行したとしても責任者は必要であるというふうに考えてますし、例えば縄文文化の説明を、専門のスタッフとして説明をするとすれば、やっぱり習熟した学芸員が必要になるものというふうに考えております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** 委員長、この前の総務常任委員会の運営のように、阿部委員だけがちょっと考え方が違ったような、理解が違ったようなんだけど、私がそうだというのであれば、そのようにはかっただいて、先に進めていただいて結構なんですけど。今、2名のその学芸員という方は臨時か何かですか。

(「今の全部、もう1回全部言えや」の声あり)

○**教育委員会生涯学習部参事3級(阿部 千春)** 現在の縄文文化交流センターの体制について、改めて御説明申し上げます。市の職員は3名でございます、この3名につきましては兼務発令でございます。埋蔵文化財の係と兼務発令ということでございます。3名につきましては、館長と副館長、そして事務方がございます。この事務方につきましては公金の取り扱いがございますし、各種縄文文化交流センターに係る委託業務などの執行をしてございます。もう一方で、7名のNPO事業団からの職員がおります。これはNPO団体の正職員でございます、この中に2名の学芸員、7名のうち2名が学芸員でございまして、あとは技術スタッフという職員がおります。これにつきましても全て正職員で、12カ月の雇用となっております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** それで、指定管理者に移行したときのスタッフの内容、中身ですけど、一人が館長、これは兼務じゃなくて当然常勤の正職員ということになりますよね。そして、学芸員が2名と。これは、やっぱり同じく常勤ということになりますよね。それと、技術スタッフという御説明をされてましたけど、これも常勤になりますか、これが非常勤になるんですか。そうすると、この5名が非常勤となると、この部分の人件費が相当変わってくるというふうに理解すればいいんですね。そういう体制で、今のこの直営で、市の職員が1名、これが館長でお願いすると。それから、学芸員の方2名、これも常勤の正職員と。そして、この技術スタッフについては非常勤ですか、そういう扱いにして管理運営はできないんですか。市が直営で仮に継続してやるというふうになった場合の、その職員の配置ですよ。そういう配置で、指定管理者でできることが市ではできませんか。その辺、説明していただきたいと。

○**委員長(斉藤 明男)** 教育委員会、部長、もし調整が必要であれば、答弁調整のため若干休憩してもいいですよ。ちゃんとした答弁をしてもらわないと、ちょっとみんな理解できない。

○**阿部 善一委員** 委員長、それと確認してほしいのが、条例では全部丸投げ、職員がゼロになるというような条例内容になっているんじゃないのかい。だから、館長が市職員になるというのは違う話で、条例上は全部、職員は1人もいなくなるという条例の中身になっている。

○**委員長(斉藤 明男)** その辺もひっくるめて、ちょっと調整してください。ちゃんとした答弁してください。もう少し整理して。暫時休憩しますので、ちょっと調整してください。

午前11時40分休憩

午前11時43分再開

○委員長（齊藤 明男） 会議を再開します。

ちょうどお昼の時間帯となっておりますので、再開を1時として休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時02分再開

○委員長（齊藤 明男） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育委員会、生涯学習部長。

○教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫） 大変、私どもの答弁がちょっと不十分な部分というか、なかなかわかりづらいような答弁だったのかなというふうに改めて認識しております。申しわけないと思っています。

まず、現状の縄文文化交流センターの部分からきちんとお話しさせてもらいたいと思います。現在、市の職員が館長と副館長と、それからあと、公金を扱いますので、そういった部分で事務方の職員が1名と、そういう3名が埋蔵文化財の担当業務も含めて兼務というような形で発令されております。で、それ以外に館の業務ということで受付業務だとか、それから、そこでは勾玉づくりだとか、いろんな教室、ソフト事業を展開してもらってます。それは業務委託というような形で、現在はNPO法人に業務委託しております。NPO法人では、その業務委託料の中で7人の職員を雇っているんですが、そのうち2人が学芸員の資格を持った方でございます。平日であれば、このNPOの職員は、館の受付業務並びにソフト事業の展開ということで、大体、平日は4人くらいがいらっしやって、土日とか繁忙期になると1人増えるとかってというような形で、縄文文化交流センターの中には大体、平日であれば6人、繁忙期であれば7人とかってというような形で、うちの職員と業務委託の職員が混在しているという状況になっております。

これを指定管理に移行しますと、基本的には市の職員はあの館からはいなくなります。指定管理者が雇った、うちの委託料の中で雇用した館長、それから習熟したというか、学芸員というのを公募の条件にしたいなというふうに考えておまして、その3人の職員が、まず指定管理者の正職員としていますが、それ以外に臨時職員として、今、積算上のお話でさせてもらってますけれども、通年雇用が2人、それから6カ月の短期雇用が2人、それら合わせて臨時職員で4人。それ以外の技術スタッフの代替パートさんというか、有給をとったときとか休まれたときの対応の方ということで、本当の短期の代替職員として1名という、積算上ではそういうような内訳になっております。ですから、指定管理者に移行したときに、正職員3名と、少なくとも受付と事務職員ということで通年の方が2人いますので、5人程度はいるのかなと。で、さらに繁忙期になると、6カ月雇用の方方も2人いますから、今とほとんど変わらないような体制でやってもらえるものと考えております。ただ、この部分については指定管

理を受けた方の努力の中で、いろいろふけさめというんですか、うちはこういう雇用ができるとか、さらにこういう手厚いことができるだとか、そこは民間の努力の中で対応していただけるものというふうに考えております。

ですから、ちょっと小野沢委員のほうから、館長1人でもどうなのとかっていうようなお話がありましたけれども、指定管理者に移行した場合には、少なくとも市の職員はいなくなりますので、指定管理者が雇用した館長と学芸員2名、これは最低条件として生きていくというふうに思っています。また、前段の部分で現在の状況ですけれども、現在、市の職員が3人います。それは兼務ということで3人いるんですが、皆さん御承知かどうかわかりませんが、うちの館長はいろんな部分で講習会の講師に頼まれたりとか、縄文のいろんな部分で取り組みをしています。講師をお願いされたりだとか、それから講演会に行ったりだとか、それからいろんな会議等で、世界遺産に向けた取り組みの部分ですごく繁忙な日を送っているというのも現状であります。そういったところが、指定管理者に移行することで、今いる館長が、世界遺産登録に向けた取り組みをもっともっと積極的にやっていけるだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** それで、質問の趣旨は、今、指定管理者に移行したときの施設の管理運営体制、職員の配置という、そういう同じ状況を今の委託しているNPO法人なり、あるいは市職員3人いますけど、そういう体制に組み直してできないんですかということ質問しているんですけども、先ほど来質問している中で、後方の不規則発言で、公金を扱うので、別にその事務担当の職員が必ず1人必要なんだということなようですね。なので、直営でやる場合においては、指定管理者に移行した場合の想定しているような管理運営体制、職員の数だとかということではやれないんだということなんです。この辺ちょっと確認させてください。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 小野沢委員が今お話のありましたとおりでございますが、現時点では直営でございますから、公金の管理を業務委託している財団にお願いすることはできません。あくまでも公金ですから、市の職員なり現金取扱員ということで、その公金を扱える者というのは、今の職員体制の中では限定された者というふうになっております。これが指定管理者に移行すれば、その辺のところは指定管理者の中でやれることになりますので、責任を持ってやるということになりますので、その辺では今よりも柔軟な体制でいけるものというふうに考えております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** 最後にそういう柔軟な体制でということは、要は、それは管理運営、コストにも深く関わってくるのだらうというふうに思うんですけども、前段の説明の中で、今NPO法人に委託して、学芸員が2人、それから学芸員のいろんなそういう活動をサポートするというんですか、というイメージかなと私は思うんですけど、技術スタッフですが、が5名。この技術スタッフについては、これは常勤なんでしょうか。これもやっぱり非常勤ですか、今現在、どうなんですか。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春）** 今、縄文文化交流センターの管理委託を受けているNPO法人の5人のスタッフにつきましては、現状は常勤ということでございます。

○**小野沢 猛史委員** たしか午前中の御説明で、そういうふうに聞いたなという記憶で、今、確認してみ

たんですけども。ということは、要は指定管理者に移行することで、臨時職員は6カ月雇用とかいう職員を採用することになるんでしょうから、相当そこら辺で人件費の圧縮はできるということなんだろうなというふうに思います。それをどう評価するかというのは、いろいろ議論あるんでしょう。ただ、この間、今いろいろと、この午前中の質疑の中でもいろいろ触れていたのは、そういう我々が施設管理とかっていうと、ややもすると、何とか警備とか、何とかシステムとかという会社が名乗りを上げてきて、結構あちこち指定されているわけですね。そういうところに、もちろん当然要件としては、能力、識見の高い館長だとか、専門の学芸員だとかを確保した上でということになるんでしょうけど、それでも国宝の管理をお任せするということはどうなんだという不安があるということだろうというふうに思うんですね。で、どうも午前中のいろいろ質疑を聞いて、私も何度も繰り返し質問しましたが、この2年間、オープンから2年間たって、この間にいろいろとノウハウを蓄積してきたということです。それは決して教育委員会がノウハウを蓄積したということよりも、委託している、実際に現場で実務で動いている、そのNPO法人の方々が、学芸員も含めて、その施設の管理運営について実績をつけて、その管理運営のいろんな手法だとか、どう展開をしていけばいいかとか、集客がどれだけお客さん来てくれるかとか、いろいろ工夫をしながらやってきたということの実績が上がってきてということだろうというふうに思うんですよ、ノウハウが蓄積してきたという意味は。であれば、引き続きその方々にやっていただければいいんじゃないかというのは、午前中の質疑の中に申し上げたとおりなんです。それを直営で引き続きやっていただければいいんじゃないかなという前提で、そのスタッフを指定管理者に移行したときの体制に近づけていけばコストも下がるしということでもいろいろ質問してたんですけども、それはなかなか難しいということは、先ほどの公金を取り扱う云々とかのかかわりでわかりました。で、私は最初から申し上げているとおり、指定管理者に移行するということについては基本的には賛成なんです。反対という立場ではありません。ただ、この間、何でもかんでも指定管理者でいうかという、午前中もちょっと触れましたけれども、そろそろ点検する時期だなと。これは私の思いで申し上げていることですが、アリーナはコンベンション施設だから、とにかく誘致、誘致ということで頑張ればいいんだというような観点からすれば、指定管理者、固有名詞をあげて失礼かもしれないけど、コナミだとかセントラルスポーツだとか、内地に行けばそういう類いの大手の会社がいっぱいありますよ。ノウハウ持っていると思いますよ。チャンネルも持っているし、いろんな人的なつながりもある。それはそれで選択肢ありだなというふうに思いますけど、市民会館はちょっと性格が違うんだよなと。これは議題ではありませんから、ちょっと触れるだけでやめますけども、これは芸術・文化の振興という大命題があるわけですよ。それをどう進めるかというときに、それはちょっと性格が違うんですよ。ということ、この前、本会議では長野市が今、指定管理者でやってるんだけど、やめて、新しい施設がオープン、平成27年かな、オープンのとときに一旦それはやめて、当面3年間は直営で芸術監督だとか音楽監督だとか、できれば新しい市民会館に附属する専門のオーケストラだとかというものをつくってやってみよう。その先にどういう選択肢があるかはゆっくり考えるということなんです。ということなので、何でもかんでも指定管理者でやればいいのかというふうには思ってもいないんです。それで、今回の一連の経過を、いろいろ質疑しながら、私も全体像が大分見えてきたのかなと思うんですけども、そういう一連の流れで南茅部町の時代から、このNPO法人をつかって一生懸命やってきたという経緯を考

えれば、私はスタッフが今このNPO法人にどれだけいらっしゃるか、少なくとも学芸員は2名いらっしゃるし、それからそういうことに一生懸命長い間取り組んできたという歴史もあるし、人も育っていると。で、今回、2年間、この施設の管理運営を直接やってみて、それなりのノウハウも学んだということであれば、そうですね、指定管理者に移行しても私はいいと思うんですけど、特例で、今いろいろと、この間ずっと長い間、この地元でいろいろ、このことにかかわって来られたNPO法人の方々中心にやってこられた、この方々に特例で委託をするという選択肢をとれば、今まで実際にこの方々が国宝を管理してたわけですから、そういう不安というのかな、というものもある程度払拭されるだろうしというふうに思うんですけど、この辺についてはどうお考えですか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** ただいま小野沢委員のほうから御提言がありました。確かにおっしゃるとおり、南茅部町時代の部分から、私も歴史をちょっとさかのぼったときに、平成11年とかというような部分にさかのぼるんですけども、町では自分のところの直営では、この埋蔵文化財についてはなかなかできない、そういう中で、国のお金なり、NPO法人を立ち上げるなり、そういったことが必要だということで取り組んできた経緯がございました。で、NPO法人が立ち上がって、いろんな運動なり事業が展開されてきたという部分もあります。その部分については十分私どもとして考慮していかなければならないものというふうに考えておりますが、まずは指定管理者の選考というんですか、募集に当たりましては、基本はまず公募でいきたいなというふうには思っています。その上で、いろんな状況ということを考慮した場合に、特例とかっていうような選択肢もあるものというふうに考えております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** それで、いや、そういう選択肢を持つてるとかでなくて、ここは一連のいろんな経過やら、今不安に思っている、そういうことに答えようとするれば、現実的な選択肢としては私はそれが一番望ましいと。ただ、相手のほうにそういう体制が整っているかどうかということは私はわかりません。お話ししたこともありません。お会いしたこともありませんし。なので、何とも言えませんが、そういう意味でも、私は来年の4月1日からというふうになると、さかのぼって考えると、12月でこれもう議決するんでしょ、指定管理者。段取りでいけば12月議会で、公募して、恐らくこれ終わったらすぐ公募かけて、10月に何かいろいろと提案書を出していただいて、それで決定だ。12月には議案として出てくるということになるんだろうと思います。そういうもろもろの選択肢は確かにあるんだけど、そういう中で、やっぱり一連の経過、それから今、多分我々議会も、先ほど午前中、お二人の方が私以外に質問ありましたが、も、いろいろと心配されているのは、にわかに、それを何か急に公募かけて、その辺の実績もない、そういうところに任せていいのかという不安があるんですよ。なので、私は、したがって、今、指定管理者は私は反対しません。なので、その相手の環境が整っているかどうか、あるいは整えるためにどれだけ時間がかかるのか、それから整えるためにそれ以外の要件、何か考えなきゃならないことがいろいろあるんだろうと思うんですよ。時間がかかる。なので、議案には賛成しますが、附則の来年4月1日からというやつ、あれ削除したらどうですか。修正していただけますか。その中で、そういうもろもろの環境が整うかどうか、整わないかもしれない。そのときはどうするか、また改めて相談するということになるんでしょうけれども、そういう対応をしていただけますか。ど

うですか。

○**教育長（山本 真也）** ただいま、この条例の施行の話であります。今回の条例、指定管理者制度への移行を可能にするために改正をする条例であります。その施行というか、執行に当たっては、午前中も議論いただきましたけれども、実際、これから協力をいただいて、一緒に作業を進めていくべき団体や協議会の方々もいらっしゃいます。そういったところに対しても十分な理解が得られてる状況にないということもありますし、十分そういった下地はつくっていきたい。そして、今、指定管理者の要件というか、そういったものの整理もあるわけですし、いろんな不安とかをいただいているところです。この執行に当たっては、それこそ条例の期日はありますけれども、逆にその期日をオーバーして直営で行ってもおかしくないというふうに承知をしますから、その期日にこだわることなく、ちゃんとそういった関係団体との協議、あるいは多くいただいている疑念の払拭に努めた上で、慎重に執行してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** 私、常日頃思うんですけど、公務員の皆さんのすごいところは粘り強いところですよ。私は淡泊だから、すぐに諦めちゃう。どうせだめだと思って、ちょっと投げやりなところもあるかもしれない。中学校の担任の先生に、通信簿に投げやりなところがあると書かれたのを今でも覚えている。しつこくないんですよ、結論を言うと。皆さんのすごいのは、しつこい、とにかくしつこい。もう、今、教育長はそういう丁寧とか、理解を得ながらとか、いろいろおっしゃるけども、今やってることを理解してもらうために、このとおりですというために、しつこいくらい通って通って、しまいには相手も面倒くさくなって、もう好きにせいというふうなことを言っちゃうまで粘り強いというか、そういうことをあなた方は特性として持っているんだよね。私はある意味ではそれはすばらしいと思う。私には全くない世界だ。だから、今の教育長の答弁をそのまま真に受けてしまうと大変なことになる。今までやってきたことを理解してもらうために、経済界が今回、世界遺産登録するに当たって、応援団として我々も頑張ろうじゃないかというふうに旗を掲げて、結束して頑張ろうというふうに、される方々に対しても、また行くんですよ、きっとね。だけど、同じ事なんです、また。周りに必ず私みたいに優柔不断なやつがいるから、代表は余り頑張らないほうがいいと、市とうまくつき合ったほうがいいぞという話になるんですよ。そうやって、ずっと物事が余りいい方向でないところにふらふらふらふらして、今日を迎えたということ、私は25年も議会の議員をやらせていただいて、うんざりするくらい見てきた。で、今回のことがそのことに当たるかどうか、そうですね、一連の経過を考えれば、私は、繰り返しになりますけれども、いろいろと今まで南茅部町時代から、今、生涯学習部長から御答弁あったように、情熱、思いを持ってこうやって活動してこられた方々がいて、その方々がずっとかかわってきて、施設ができてから2年間、実績もつくって、ノウハウも身につけてやってきたんだから、私はそれを生かさない手はないと。幸い学芸員もそこには2人いらっしゃることなので、これは要望というよりも、やってください。それ条件で、指定管理者のこの条例には賛成します。それ確約できないんだしたら、まず施行期日を外してください。それで、館長になる方、相当の識見、それから情熱をお持ちでないとこれは務まらないでしょう。今までも大変な思いを込めて、ここまで頑張ってきた。先ほど答弁であったとおりでですよ。一人何役もこなしていると。そういう方はいらっしゃるかな。それから、

学芸員って、去年の4月に財団に採用された方、元図書館長だった方ですよ。財団とすれば、その学芸員を従前の手法で、北海道教育大学函館校に何とか推薦してくださいということでずっとお願いしていた経緯がある。だけど、適任者が見つからなかったと。なぜ見つからなかったか、私はわかりません、中身は。もしかしたら処遇の問題かもしれないし、あるいは人材そのものが余りいないのかもしれない。聞くところによると、こういう特殊な仕事というのはほとんどいないんですよ。で、たまたま退職する方がそういった分野にたけている方で、それではということで公募で採用されたんですね。学芸員、いますか、この分野で。古代の縄文文化だとかだったら、また特殊な分野でないのかな。指定管理者がそれを何だかんだどこかから見つけてこないと名乗りも上げられないわけけれども、一般論として、そういう方ってすぐ見つかるものですか。そういう識見、能力、情熱を持った館長、それから専門的な知識、そして、きっとその施設をどう運営すればより施設の設置目的が果たされるかという、そのノウハウとか、その辺はどういうふうに考えてますか、今時点で。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春）** 今、館長の適任がいるかということでございますけれども、博物館だけにとどまらず、博物館、美術館の館長というのは、その館の顔であり、情報発信をしていくキーマンになっていくわけでございまして、なかなか実態としては、その館にふさわしい館長を探すというのは、どこの館においても難しいところがあるかと思えます。また、今、埋蔵文化財調査団、NPO法人につきましては、全員で5人の学芸員がございまして、主な事業は今、発掘調査のほうに学芸員3名ついておりまして、いずれにしても、この指定管理になったときには、そのNPO法人が新たに人を探して、その任に当たってもらおうということになっております。そこは若干難しさがあるかなというふうには感じております。

以上です。

○**小野沢 猛史委員** 今いろいろとお世話いただいているNPO法人ですら、やっぱり大変なんですよ、確保するということが。ということ等々も考えて、私はしっかりと判断をする必要があるなと思えます。何回も繰り返して申し上げます。私の意見は述べたとおりです。それで、ちなみにさっき、午前中、金澤委員の質問に答えて、国宝を指定管理者で管理している施設ってあるのかということで、1カ所はあるという答弁でしたよね。その1カ所の施設というのは特例で指定管理者に指定したとか、そういう経緯はありませんか。どうですか。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春）** 島根県の県立博物館につきましては、公募で指定管理者を決めたということを聞いてございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** ちなみに、その公募で指定管理者になった団体は、どういう性格の団体なんだろうね。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春）** この指定管理者については、ミュージアムいちばたという企業体でございまして、その展示の業者でありますとか、観光エージェントさんだとか、そういった地元のグループだとか、そういうのが集まって企業体をつくったと聞いてございます。

○**小野沢 猛史委員** それで、その何とかミュージアムというところに丸ごと指定管理者の委託ですか、館の運営に関して。市は一切関与してないんですか、どうなんでしょう。

○**教育委員会生涯学習部参事 3 級（阿部 千春）** この島根県立の博物館につきましては、指定管理者制度を導入してございますが、館長、学芸員の部分につきましては直営の県の職員がやっております、その他の運営、ビル管理とか、あと運営の部分について指定管理をしているというところでございます。

○**小野沢 猛史委員** ということは、やっぱり確かに指定管理者に公募でということだったんだけど、しかし、やっぱり県としては、先ほど来私もいろいろ申し上げてますけども、やっぱり人の確保、情熱を持って、そして見識もあってというような人がやっぱりきちんとかかわって、中心になってかかわって、館長としてかかわって、それで初めてその施設のやっぱり設置目的というのはきちんと達せられると。多分それは、同時に言うと、なかなかそういう人材を確保するというのが難しいという事情も一方であるんじゃないかなと、これは私の推測ですけども。そういうことだとか、多分、国宝を管理するというのに、確かに何とかシステムも何とか警備もいいけども、でも、それだけではやっぱり果たしきれない、負いきれない責任というものが私はあると思うんですよ。なので、そういうことなんですかね、館長は市の職員と。だから、別にそのまま今までどおりやればいいんじゃないですか。何も指定管理者にしないで、館長はいらっしゃるし、私は私的なことは一切お話ししたこともないから、それは情熱があって、この分野の見識も高いしという方だということは、かねがね噂で聞いてますけど、議会で質問、答弁以外のやりとり以外したことありませんので、というようなこと等々を考えると、委員長、どうなんですかね、いきなり丸ごとこれを指定管理者で全部というような、そういうことはちょっとどうなんだろうと。ちょっと、私は指定管理者は反対しないですよ。私は賛成するんです、指定管理者は。ただ、その時期の問題と、指定管理者に特例でちゃんと指定すべきところにすべきだという、経過やらいろいろなことを踏まえればそうだろうし、今お話を聞いていると、やっぱりそうはいつでも最終的にきちんと責任を負う方というのは、館長というのはやっぱり市の職員としていてもらわないと、さっきの午前中の質疑でないけど、盗難されたら誰が責任を負うって、状況にもよって答えたけど、そんな話にならないんですよ、これ。等々を考えると、私はここで一步踏みとどまって、そういったもろもろのことをじっくりと考える必要がある。どうしても通すというのなら、先ほど来申し上げており、きちんとその指定管理者の特例でやるという話と、それから間に合わなければ施行期日を変えるということだとか、整理されないと私も判断できないんですけどね。我が会派はもう、いろいろ皆さん意見があります。なので、その辺の考え方はどうですか。今のいろいろ、午後の質疑を踏まえて、きちんと答弁してほしいと思いますけど。

○**教育長（山本 真也）** 実際に指定管理者制度に移行して、今の島根県立の場合も指定管理者制度への移行そのものということは、直営管理ではありませんから、恐らく研究部門の分割というか、作業の分担をしているんだろうというふうに思いますが、館長が、必ずしもというか、学芸員でなきゃいけないとかという要件もありませんし、館長そのものが館の運営全部を担うというわけではありません。縄文文化交流センター、やはり研究部門も持ちますし、指定管理者に移ったとしても 2 名の学芸員を要しますから、調査研究もできるセンターになろうかと思いますが、もう一方で大きく持っているのは、やはり縄文文化の普及啓発の意味が大きい。ですから、ある意味では交流センターなわけでありまして、登録博物館というだけではなくて、交流センターとしての位置づけを持っている。そのときに、これから縄文文化の普及啓発、あるいはそれが世界遺産登録への原動力になるということを考えれば、現時点に

において公でというか、市において直営管理をしているよりは、むしろもっと民間のノウハウや柔軟な執行体制というかな、管理運営が必要だろうという判断をしているところですが、その請け負う団体や、しかもその考え方そのものにもいろいろな御意見をいただいているということですので、実際、条例の施行日以降にあっても、そういった移行ができないかもしれませんが、ただ、前段申し上げた趣旨や私どもの考え方というのは十分に理解をいただいて、そしてみんなで一致協力しながら作業ができるという仕組み、あるいは状況を整えた上で、この条例は執行してまいりたいというふうに考えています。そうしないと、逆にそれこそ無理矢理というか、指定管理者制度に移行したとしても、十分に活用される、十分に地域の人たちに愛されるというか、函館市民にとっても重要な位置づけを持つセンターでありますので、そういったセンターとして管理運営ができないということになると思いますので、十分その執行に当たっては慎重に、そして十分に協議を積み重ねながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○**委員長（斉藤 明男）** 小野沢委員に申し上げますけども、御存じかと思っておりますけども、会議規則で条件付きの表決は禁止されておりますので、その辺を踏まえて御発言をいただきたいと思っております。

○**小野沢 猛史委員** そこら辺を受けとめた答弁があれば、それで賛成できるということなんですけども、今、教育長いろいろお話になったけども、なかなかそういう答弁ではすっとんと理解できないなというふうに思います。繰り返しになりますけど、皆さん大変粘り強いと。すばらしいと思っておりますけど、それは人の言うことは余り聞かないで、自分たちの考えていることを何回も繰り返し繰り返し説明をして、いい加減時間がたって、相手が諦めてしまって、そういうことが多い、結構、多かったです。なので、本件についてはそういうことはしないと、それ約束していただけますか。いろいろ午前中來質疑があり、まだこれからもあるんでしょ。そこら辺をしっかりと受けとめて、適切に判断すると。皆さんの今進めようとしていることを、どこまでもごり押しするような考えは全くありませんと。そこを約束していただけますか。

○**教育長（山本 真也）** 粘り強くという、作業は進めさせてもらいますが、決してごり押しとかということではなく、いろんな多様な意見というのも十分受けとめながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** これ以上質問しても、それ以上の答弁は出ないと思っておりますので、私の考え方は申し述べさせていただきました。しっかりと受けとめていただいて対応してほしいと思っております。

次に、専決処分。今回、交通事故は5月から7月にかけて何件かあったんですね。こんなに続くの珍しいんじゃないかなと思っているんですけども。

○**委員長（斉藤 明男）** 小野沢委員、付託事件の審査の中には入ってませんので。（「ああ、そうかそうか」と小野沢委員）確認願いたいと思っております。

○**小野沢 猛史委員** そういう意味でいくと、交通安全にしっかりと努めてほしいなというふうに思いますね。どこかたがが緩んでるのかなと思ったりして、気になっていました。

それで、最後になりますけれども、今回、消防ポンプ車、それから高規格救急自動車、これは指名競争入札ですか。端的に言っちゃうと、それぞれ納入する能力があるというのかな、が何社あって、その

うち何社指名してとかいうところ辺の説明をしてほしいなど。あわせて、市の予定価格というのを当然持ってますよね。予定価格をどうやって把握しましたか。

○消防本部庶務課長（瀬川 恒広） 今回の契約に関するお尋ねでございます。消防ポンプ自動車については4者の指名、高規格救急自動車については2者の指名でございます。

予定価格につきましては、業者のほうから見積をいただきまして、過去の実績等に基づきまして積算して決定してございます。

以上でございます。

○小野沢 猛史委員 納入能力のある会社というのは、今、4者、2者指名でということですけど、その4者、2者だけでしたか。

○消防本部庶務課長（瀬川 恒広） ポンプ車につきましては架装が可能な道内の4者の指名、高規格救急自動車については納入可能な市内2者の指名でございます。

○小野沢 猛史委員 予定価格については、その2者なり4者なりから、ある程度事前の情報というか、そういうような形で聴取したんですか。全く関係ないところから予定価格、例えば見積だとかをとったとか、その辺を教えてください。

○消防本部庶務課長（瀬川 恒広） 予算、積算する上で見積をいただくわけですが、納入可能な業者から見積をいただいております。

○小野沢 猛史委員 これから入札に参加するところにどれくらいでというようなことをあらかじめ聞いて、それを予定価格にしたということなんですよ。それってやっぱり何かちょっと変だなって、違います。いやいや、その辺を説明してもらえますか。いや、前にそういうことが結構あったんですよ。しかも随契でそれがあったもんだから、随契でそれをやっちゃったもんだから、それはおかしいじゃないかということになるんで、その予定価格を事前に把握する際にどう見積もるかということら辺については、その関係のないところからね、本当は管内、市内になれば、もっと東北だとか、そういうところから幅広くそういう情報を収集するという方法もあるのではないかなと思いつつ今発言してるんですけど、どうですか。

○消防本部庶務課長（瀬川 恒広） 済みません、ちょっと説明不足があったかもわかりませんが、納入可能な、ポンプ車であれば4者、高規格救急自動車であれば2者から見積をいただきまして、過去の実績等を勘案しまして積算いたしてございます。

以上でございます。

○小野沢 猛史委員 だから、入札参加者からあらかじめ見積をとったってことですよ。で、その方々が入札に参加したわけだ。で、予定価格をどうやって決めたかという、そのまさにこれから今、札を入れようしている人たちにあらかじめ聞いたと。それこそ、それ以外の業者から見積もりをとるということではできないですか。どうなんだろう。アリーナもあらかじめ札を入れようという業者に、ちょっと来て、相談に乗ってくれと、見積もりを出してくれって言えば、何もこんな苦勞することなかったんですよ。そういうのは普通、やっぱり不適切な対応じゃないかなと思うんですよ、私は。そこしかないんだったら仕方がないんだけど。

○消防本部庶務課長（瀬川 恒広） まず、高規格救急自動車につきましては、現在、国内で主として納

めているのがトヨタ自動車と日産自動車の2者でございます。したがって、この2者から見積をいただいたところでございます。また、消防ポンプ自動車につきましては、道内に4者、架装可能な業者がございまして、ここから、あくまでも参考という形で見積をいただき、積算等をしたところでございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** まあ、それしかない。あわせて、じゃあ、もう一つ確認しますが、トヨタはトヨタで、札幌トヨタだろうが旭川トヨタだろうが、どこのトヨタも、仮にどのくらい予算かかりますかと言ったら、返ってくる答えはみんな一緒だということになりますか。であれば、どこで聞いたって一緒だから、いいんですよ。だけど、僕はそうじゃないと思うんだな、これは。どうですかね。いや、テリトリーが違うからね、ここから札幌のトヨタに発注するということはできないでしょ、多分。会社のシステムとしてね。

○**消防本部庶務課長（瀬川 恒広）** 実際に市外の、いわゆる指名業者以外から見積をいただいたことはございませんが、トヨタも日産も同じような車でございまして、推測にはなりますが、大体同じような金額であろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** まあ、適正な価格の把握に努めてください。よろしくお願いします。

終わります。

○**茂木 修委員** 大分頭がリフレッシュしてきました。

まず、総務部の、先ほど午前中、阿部委員との質疑があつて、大体わかりました。それで、避難路の整備、19カ所指定をして、今回4カ所、市の所有地をやるということでした。ちょっと委員長、申しわけないです、その議案そのものでなくて、ちょっと済みませんけれども、その19カ所全体で、旧4町村の住民の避難路というのは全部カバーされるという19カ所になるんですか。そうではなくて別に、先ほど御答弁あつた、今後、住民との話し合いの中で新たに出てきて、それを含めるとカバーされるということですか。

○**総務部長（川越 英雄）** ただいま御質問ありました避難路の関係ですけれども、4地域に避難地として指定をしております、その避難地に至る経路として、この避難路ということで19カ所ということで私どものほうでおさえております。

以上でございます。

○**茂木 修委員** だから、それは地域の4支所管内の住民が全員、一時避難地に避難できるというか、要するに避難すべき人たちが全部カバーされるということになりますか。

○**総務部長（川越 英雄）** 4支所管内に複数箇所、それぞれ支所ごとに一時避難所ということで設定をしておりますので、そうした中で、分散しておりますから、全部カバーできるかどうかというふうな御質問、飲み込めるかどうかという御質問ということではなくてですか。その避難所に逃げていただくような形で設定をしているというふうにしております。全員がそこに逃げ切れるかどうかということの御質問ということで捉えてよろしいでしょうか。一定程度、全部のエリアをカバーしたような指定をしているということでございます。

以上でございます。

○**茂木 修委員** だから、先ほど、その後の御答弁の中で、地域住民の人と話をして、今後、その避難路、それぞれの地域で作成をするという話でしたよね。そのときに、新たに市の指定している一時避難地以外にも、その避難地というか、避難路というのか、そこに至る、ということが新たに今後出てくるという認識でいいですか。

○**総務部長（川越 英雄）** またこれからいろいろ地域の方とお話をされた中で、またこういう適地があるというお話があれば、そうした形で指定も考えていきたいと思います。

以上でございます。

○**茂木 修委員** 私が言いたいのは、要は地域の住民の人が本当に安心できる、そういう避難路、避難地というものが確保されるように、今後、一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、土地の購入なんです。垣ノ島遺跡の420番地、今回、購入なんですけれども、これ、この地図を見ますと、黒枠のこの全体が垣ノ島遺跡のいわゆる指定区域になっているということですね。今回、この420番地を購入したんですけれども、ほかのこの白くなっている土地というのは、もう既に購入した土地ですか。今回、これで最後ということになりますか。

○**財務部管理課長（西川 康之）** 平成25年度の取得予定につきましては、この図面で言いますと、白く抜けているところでございます。残りの黒で囲まれている部分は、平成24年度に購入済みでございます。

○**茂木 修委員** そうしたら、このエリア内は全てもう市の土地になりましたということで、今後、この整備というのは、どういうふうに行われていきますか。基本的な。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春）** 垣ノ島遺跡の今後の整備についてのお尋ねですけれども、今年度から平成28年度の4年間で整備に向けた発掘調査を実施しているところでございます。その成果を踏まえて、平成29年度は実施設計、平成30年度から31年度に整備事業に着手する予定であります。発掘調査及び整備事業におきましては、文化庁や北海道教育委員会による指導を得るとともに、垣ノ島遺跡調査検討委員会並びに同整備検討委員会を設置して、専門家による諮問を受けながら整備の方針を定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**茂木 修委員** 非常にこれは世界遺産登録に向けても大事なところでございますので、着実に関係機関と協議をしながら進めていただきたいと思います。大変、期待を持って私たちは見守っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それで、こここのエリア外の整備というのは、今後、その平成31年以降になるのかもしれないですけれども、そういった整備というのは何かありますか。例えばあそこ、縄文の交流センターから裏を見ると、ちょうど裏手になりますよね。その見た状態でいくと、もうちょっと私は景観上も一定程度整備が、最終的にどういうふうになるのかちょっと、その辺のイメージが私はわかってないんですけれども、その周辺整備というのは考えているんでしょうか。あくまでもこのエリア内の話なんですか。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春）** 今、史跡の範囲外のエリアについての整備に関する御質問でございますけれども、今現在考えてございますので、史跡整備というのは史跡の範囲内での整備

について補助事業として認可されるということでございます。ただし、今この垣ノ島遺跡につきましては、世界遺産の暫定リストに入っております。本登録を目指しているわけですが、この史跡範囲がコアゾーンとかプロパティというゾーンでありまして、その周辺につきましてはバッファゾーンということで環境を守っていかねばならないということでございますので、本登録に向けた中でも、こういった関係でこの環境を守っていけるかというようなことも、これから検討していくことになってございます。

以上でございます。

- 茂木 修委員** 非常に大事なところだと思いますし、保存をするということも当然大事だし、それから、また素人であれなんですけれども、見た目も非常に当時を思わせるような、そういう景観になればもったいいのかなというふうにも思っておりますので、そういったことも含めてしっかり御検討いただければと思います。

それで、指定管理者のほうなんですけど、午前中ずっと質問もあるので、ただちょっと、何点かちょっと重複する場合もあるかもしれないですけども、申しわけないですけども、総務にお聞きしますけれども、この改革プランに縄文文化交流センターが位置づけをされたそもそもの理由というのは、これ何なんですか。

- 財務部財政課長（小林 利行）** この縄文文化交流センターの行財政改革プランに掲載された経緯ということでございまして、この間、プランを作成する際に、公の施設、こういったものの管理運営、これの効率化なり市民サービスの向上、こういったものをさせていくということを検討しまして、その中で直営施設であるこのセンターについても指定管理者を導入することを検討するというにしましたものでございます。

- 茂木 修委員** だから、そもそも先ほど来言っている経費の節減というのが先にあったのか、それとも世界遺産登録を推し進める上で、指定管理者にしなければ、それは推進していかないという理由があったのか、そうじゃなくて、行革の位置づけされたのは、そんな関係ないんだと、全ての施設、これがいわゆる対象になっていて、たまたま縄文文化交流センター、直営でやっているから、そこに載せたんですよと、これがこの今回の指定管理者のスタートになりますか。

- 財務部財政課長（小林 利行）** 今回、公の施設の見直しにつきましては、等しく全ての直営施設について、経済的といいますか、財政的な効果ですとか、そういったものを勘案した中で、今回のプランに掲載をするかしないか検討をしたということでございます。すべからく直営施設について検討を重ねたというものでございます。

- 茂木 修委員** わかりました。

それで、この教育委員会が重視をしている世界遺産登録ですけども、先ほど来、あそこの施設は調査研究、そして縄文文化の普及啓発事業の核の施設だというお話がありました。それで、今回それを指定管理者にして、この世界遺産登録に向けての、への、私は影響がないのかなという、ちょっと心配もあるんですけども、そういったことについては教育委員会はどうか考えてますか。

- 教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 世界遺産登録に向けての運動に今回の指定管理者移行が何らかの影響があるのではないかと趣旨の御質問でございます。先ほど来御答弁させてもらって、若干

重なる部分もありますけれども、現時点では直営施設ということで、二足のわらじを履きながら館の運営をしている。それも職員3名というのがあるんですが、その3名とも兼務と。まず文化財の業務とセンターの管理業務を兼務でなっております。そういう部分では、世界遺産登録に向けた運動というか、さらに垣ノ島遺跡の部分も含めて縄文文化の魅力の向上なり、世界遺産に向けたいろんな取り組みに専念できるというふうに考えておまして、茂木委員おっしゃるような部分については、私どもとすれば懸念される部分はないものというふうに考えております。

○茂木 修委員 そうなんですかね。ちょっとやっぱり心配は心配。

それで、さっきいろいろ御答弁あって、御指摘もありました。それで集客も図ってみたいな、ちょっとこま質問で申しわけないですけども、当初予定していた試算、入館者数に対して、今どういう状況になってますか。かなり減ってきてるんですか。

○教育委員会生涯学習部参事3級(阿部 千春) 縄文文化交流センターの入館者数ですが、やはり初年度は7万人ほど来ていただきましたけれども、今現在は大体3万、4万弱というか、3万5,000人くらいで移行しているというような状況でございます。

以上でございます。

○茂木 修委員 それはどういった理由が考えられますでしょうかね。

○教育委員会生涯学習部参事3級(阿部 千春) 初年度につきましては、やはり最初の年ということで、かなり多くの方が、オープン効果と特に言いますが、そういう関係で来ていただいたと思います。で、今現在3万人ちょっとですけども、これにつきましては、あの規模の施設とすれば、博物館施設とすれば健闘しているほうだろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○茂木 修委員 そうですよ。非常に皆さん頑張ってください、健闘しているだろうというふうに思います。ですから、そのことがその指定管理者にしなきゃいけない理由というふうには、私はちょっとどうなのかなというふうに思いますね。

それで、先ほどの教育長の御答弁の中に、小野沢委員の、阿部委員もそうですけど、今後しっかり、これは世界遺産登録に向けては、市民も、それから関係団体も、協議会等々も一体になってやっていかなければいけないということで、今後しっかり協議をしていくという教育長の御答弁がありましたけれども、そういったことで本当に間違いないでしょうか。もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○教育長(山本 真也) 午前中含めて、いろいろな見方というか、私どもも説明を尽くしてきたつもりではありましたけれども、やはりいろんな疑念も抱かれる方もいらっしゃるし、あと趣旨そのものがうまく伝わりきっていないところもあります。そういった中で、実際条例の改正を今、提案させてもらってるわけですが、その執行に当たっては十分にそういった状況を払拭しながらというか、説明も尽くしますし、また、いろんな多様な意見についても耳を傾けながら、それこそ、執行する際には、みんなが応援ができる施設となるよう、慎重に、しかも十分に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○茂木 修委員 それで、本当に慎重に丁寧に対応していただきたいということを要望しますが、

一步踏み込んでお聞きしますけれども、逆に言うと、そういった一緒に、ともに手を携えて進まなきゃいけない団体や協議会や市民から理解を得られない間は、この指定管理者の施行をしないというふうな考えを持ってよろしいですか。

○**教育長(山本 真也)** そういう状態を整えた上での執行とさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○**茂木 修委員** 私も、将来的にこの指定管理者にすることについては全く異論はないです。ただ、今も申し上げましたけれども、そういった一緒に手を携えてやっていかなければいけない方々から理解が得られないのに、指定管理者制度に向けて進んでいくということはなかなか厳しいものがあるというふうに思います。ですから、今教育長おっしゃったように、理解が得られるまで慎重に丁寧に対応していくという、その言葉を、真意を私は受けとめていきたいなというふうに思います。

技術的なことですが、さっきも確認しましたが、この条例そのものは、平たく言うと、来年の4月以降になろうが再来年になろうが、条例そのものがあること自体には別に問題はないですよ。

○**総務部長(川越 英雄)** 茂木委員御指摘のとおり、この条例におきましては、指定管理者を行わせるものとするという規定にしておりますので、施行日以降の指定管理者の導入、必ずしもそういう形で行わなければならないというものではないということで理解して運用しております。

以上でございます。

○**茂木 修委員** もう一点、財務部に確認なんですけれども、これはそういうふうにしてほしいという意味じゃなくて、今回一緒にあわせて債務負担行為の補正が出てますけれども、教育委員会の教育長の先ほどのお話ですと、私の受けとめは、理解が得られるまでは指定管理者をやらないというように受けとめましたけれども、そういった場合、今年度中にもしその場が整わなければ、この補正、さらに補正するというのも、これは技術的には可能ですか。

○**財務部長(山田 潤一)** 今回の債務負担行為の追加補正のお願いにつきましては、前提として来年4月から指定管理者を導入するというので、追加の補正をさせていただいておりますけれども、現実的には、そういう事態が発生したという場合には、私どもといたしましても今後の議会にまた再度のそういうお願いをするという可能性はあろうかと思えます。

以上でございます。

○**茂木 修委員** わかりました。終わります。

○**紺谷 克孝委員** かなり重複した質問になりますけど、重複した部分は避けながら、この7号議案について質問したいと思います。

最初に、先ほどの議論の中でも公民館が出てきて、公民館のほうがもっとすぐできるんじゃないかと、指定管理者としてね。しかし、なぜこの文化交流センターがというふうな話がありましたね。それで、指定管理者、これ法律が2003年、平成15年にできてるわけですね。そのときから公の施設はできるという規定なんですけど、博物館や図書館については、これは後発だと思うんですね、たしか。それで、その辺の経過と後発になった根拠を、もしお知りであれば教えていただきたいと思えます。

○**総務部長(川越 英雄)** 紺谷委員御指摘のとおり、指定管理者制度、平成15年の自治法の改正に伴いましてこの制度が導入されました。当市といたしましては、本格的に導入したのは平成18年度からであ

ります。その当時は博物館法ですとか、そうした法律の中で、今御指摘の施設については当初直営でなければならぬというような形であったと思いますが、ちょっと年度については私どもちょっと今あれなんですけれども、その後に指定管理者も対応可能になったと、このように認識をしているところでございます。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** 余り正確な答弁ではないよう気がするんですけれども、確かに15年に地方自治法の改正によって、そういう公の施設は指定管理者に指定できるというふうになったと。その後、私も余り正確ではないんですけれども、2年後ぐらいに文科省の通知があって、そういう図書館、博物館についても後発で、いいというふうになったというふうに言ってます。その後発になった、なぜ博物館や図書館などが当初からならなかったのか、それは法的なそういうあれがあったと。今、総務部長が言いました、博物館法とかね。それは、その中身として、そういう法律があって、なぜそれとの競合ができないかというふうになったのか、その辺をちょっと少し。

○**総務部長（川越 英雄）** この自治法の改正に伴いまして、管理委託から指定管理者制度に新たな制度が導入された。導入当時、各省庁において、その取り扱いについていろいろ議論があった中で、ただ今御指摘があった博物館ですとか図書館についても、文科省のほうで当初は指定管理者導入ができない施設として位置づけられたわけでありましてけれども、その後、指定管理者が各自治体の中で運営される中で、国のほうでもそうした考え方を見直した中で、各自治体に通知があったというふうに認識しております。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** そうですね。だから、今、公の施設の中で指定管理者になっている率というのがあるわけですが、これも、これ古い数しかちょっと私はつかんでないので述べませんが、最近の数はつかんでますか。市じゃなくて、全国的にどこでも。いや、市だと何も郷土資料館とかそういうところは指定管理者になってるでしょ。だから、すぐわかるんですけど、数字はいいですけど、率は異常に低いと。特に図書館のほうで低いというふうに聞いてます。だから、なぜ低いかというのと、それから国のほうで博物館や図書館についてはちゅうちょしたというような、単なる法律上の問題だけでなく、やはり博物館の地域における信頼性、公益性や、それらが公的な機関でなきゃだめだということだとか、あるいは建物を管理するというだけでなく、やっぱり研究施設として企画、研究していくのが、図書館もそうですけど、そういう機能が非常に大きいということもあって、なかなか指定管理者に適さないのではないかということが私はあったと思うんですね。文科省でも、そういう図書館、博物館を指定管理者にする場合は、クリアしなきゃだめな点が幾つもあるということ、文科省でさえ言ってるんですよ。例えば、先ほどお金の問題でありましたけど、1,300万円減らして、5,250万円から3,950万円にするということで、余り採算を見て、博物館や図書館については採算を強行するような中身であったらだめだよとかという、そういう厳しいそれなりの条件がたしか文科省でも言ってるはずだというふうには思うんですよ。実際にそうだとすることだと思ってるんですよ。だから、要するに門戸は指定管理者にいいよというふうには、門戸は開いたけれども、しかし他の公的な公の施設と比較して、慎重にやらなきゃだめだということは、政府も、私は指定管理者について余り賛成はしないんですけど、仮に、それが賛

成であったとしても、国もそういう厳しい条件を一応つけているということの認識はあったかどうかということについて一応お聞きします。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 確かに国、この間、指定管理者の移行に向けて文科省ともいろいろ協議してきた、国宝があるという部分で協議してきた部分があります。そういった中で、習熟した館長の配置、それから専門の学芸員2名の配置というような条件づけの中で協議があったところがございます。ですから、国のほうでもそういう専門的な職員は必要だというふうな認識のもとで、この間進められてきたものというふうに考えております。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** ちょっと余りきちんとした、かみ合っていないと思うんですけどね。それで、先ほど来の議論の中で、NPO法人に今、委託業務をこの2年間やってきているということで、その人員は、市の正規職員が3名、一応兼務で常駐している。それから、それ以外にNPO法人が7名と。うち学芸員が2名で、残りが常勤のNPO法人の職員だということで、指定管理者にすると、その8名のうち3名が民間の正規職員ですね。そのうち2人が学芸員と。もちろん、館長も学芸員じゃないかというふうに思うんですけど、その点はどうですか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 館長につきましては、学芸員資格がなくても、熱意とかそういうような部分のある方であれば、館長にふさわしい方であれば適任というふうに考えております。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** そうすると、現在NPO法人がやっている業務委託の中身というのは、委託の中身というのは何と何と何と、どういう業務を委託してるんですか。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春）** 現行の業務委託の内容についてのお尋ねでございますけれども、まず直営の業務といたしましては、入館料などの公金の取り扱いや施設の管理運営に関する各種契約業務のほかに展示資料に関するレファレンスや収蔵遺物の整理及び調査研究を行っております。委託側、要するにNPOの業務といたしましては、資料を適切に保存、公開するための展示環境の管理ですとか、各種体験事業などの普及事業でございます。その他、委託として清掃とかセキュリティなどの施設管理業務などがございます。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** そうすると、業務の中身わかりますけど、収蔵物に対する管理、モニタリングとかっていろいろあるでしょ。これは、どちらでやってるんですか。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春）** 収蔵遺物の管理につきましては、現在、委託しているNPO法人が温度、湿度などのロガーをチェックしながら管理をしていて、何か異常があった場合は教育委員会に連絡をするということで、その対応については教育委員会が対応していると、こういったことになってございます。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** そうすると、センターに館長以下、2名の兼務の職員がおられると。学芸員だと、もちろんね。本庁の埋蔵文化のほうにも学芸員の方が3人くらいおられますよね。そういう、例えば中空土偶なんかは、きちんとモニタリングするのは全てNPOに任せっきりということで、そういうふうに

なっているということですか。

○**教育委員会生涯学習部参事 3級（阿部 千春）** 中空土偶の管理についてでございますけれども、温度、湿度を管理、チェックをしながら、それを調整しているのはNPO法人がロガーで約20分ごとのデータを取りながら調整をしているというような状況でございます。それで、物については、その温度管理等で異常があったときには、当然連絡することになっておりますので、教育委員会がチェックをしていくということでございます。ただし、今のところ中空土偶に関しては異常があるということはありません。

○**紺谷 克孝委員** やはり特に中空土偶、国宝も、他の物もそうだと思うんですけど、その環境、光だとか熱だとかほこりだとか、虫もあるだろうし、そういうものによって微妙な変化が仮に生まれるということになると、これはすぐそういう対策をとらなければならないというふうに、私も素人だからよくわからないですけどね、そういうことだと思うんですよ。それで、そういう結果、光とか熱とかということによって退色とかだとか劣化現象が起きることになると、つぶさにその対策をとらなきゃだめだということがあると思うんですね。そういうことについては、それは今の業務委託の中に入ってるんですか。それとも、それは市の所有物というふうになりますから、市がむしろ責任を持って管理しているということになるんですか。それはどちらなんですか。業務委託の中に入ってるのか、それとも市の直営の皆さん、3人おられる方の管理のもとにそういうことをやられているかというふうな、どちらなんですか。

○**教育委員会生涯学習部参事 3級（阿部 千春）** 今、管理体制についてのお尋ねでございますけれども、大きく分けましてチェックと対応というのがあると思います。チェック体制については委託業務の中でやっておりまして、その対応については教育委員会がやっているというような分けになってございます。以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** 私はそういう微妙な変化などを即座にモニタリングして、きちんと対応できるということになると、やはり学芸員の個人的な能力とか、そういうものなんかも、もちろんその中に入っていきますけどね、今の段階だと、そうするとそのNPOにおられる2人の学芸員の業務と、派遣されている2名の学芸員とは、その協力のもとでそういうことをきちんとやっているとというふうになるんですか。

○**教育委員会生涯学習部参事 3級（阿部 千春）** 今の埋蔵文化財事業団と教育委員会の関係についてでございますけれども、今、委託をしているNPO法人には2名の学芸員がおりますが、そのうち1名は大学院で専門の博物館等の保存処理とか環境学について学んだ者でございますので、そういう者に環境をチェックしていただいて、何かあった場合には教育委員会が対応をします。あくまでも今は所有者は教育委員会ですから、その中空土偶以外の物についても教育委員会が対応するということになってます。今、温度、湿度だけを申しましたけれども、これは微生物のチェックですとか昆虫類の進入なども含めて、全ての項目において、博物館害虫が発生しないかどうかということに関してもチェックをしてもらっているというような状況でございます。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** 非常に学芸員としてもそれなりの実績を積んで、先ほどなかなか得がたい資格だしということで、特に縄文に、各いろんな分野ありますからね、そういう専門の方を雇用したり育成してい

くというのは非常に難しい仕事だというふうに話されましたけどね、そうすると、先ほどの話でも公募による選考をするということになると。市内に複数なり何なりの団体がなければ、なかなかこれは難しいというふうに、まあ最低1者でもということになるかもしれませんが、一応公募ということになると複数で募集していただきたいというのが普通の考えだと思うんですね。市内にそういう専門の、そういう学芸員も含めて、いらっしゃる、そういう団体をそれなりに感触を得ているという状況はあるわけですか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** ただ今の紺谷委員の御質問でございますけども、まず公募してみなければわからないところでございます。館長と習熟した学芸員2名という、それなりにハードルは高いものではありますけれども、市内にそういう方がいらっしゃるのかという部分につきましては、公募してみなければわからないというのが現状ですけども、少なくとも地元のNPOではそういった条件には近いものがあるというふうには考えております。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** そうすると、もう市内はそれ1カ所しかないよということを言ってるだけだと思うんですね。そんな狭い市内ですから、縄文の関係のそれなりの経験を持った学芸員が複数いるということについては、大体おおよそもう察知がつくと思うんですね。そうすると、ほぼそういう対象が決まってくるということになると思うんですね。だから、そういう点では大変得ることの難しい人材で、やはり公募できちんと応募してもらって、きちんと選考していくという点については、かなり難しい、そういう今の状況じゃないかというふうに思うんですね。そういうことを知った上で公募するという点についても、非常に問題でないかというふうに思いますね。相手がいないんだから、ほとんど。そういうこと。しかも、先ほどの話だと、もう12月に議決したいということで、秋にはそういう公募することになるわけでしょう。そういう点では非常に問題だと思いますね。それと、先ほどの指定管理者と、それから今の業務委託、それから正規職員、直営でやっている方式と、人数を見ても、これ1名減りますよね。経費的には削減になるというふうにいっても、実際には、現在は市の職員も含めて10名いると。それは8名になって、うち3名が民間の正規職員だけど、5人が非正規職員、臨時職員だと。しかも、6カ月、6カ月でやると。だから、この博物館自体が全体として半数以上は臨時職員でもって運営するという形になるわけでしょう。だから、そういう点では、管理上、やはり今よりも相当後退するんじゃないかと。もちろん、直にベテランの、阿部館長も含めて市のベテラン学芸員が常駐するというのも含めて、非常に手薄になるんじゃないかと。人件費削減だから、もう1,300万円減らすということは、もちろん計画の中に出てくると。そうすると、中空土偶があるそういう施設を、臨時職員が多数いる中で、しかも直営のベテランの市の学芸員がいなくなるという中で、管理運営していったいいのかわるかということが私は改めて問われるというふうに思うんですけど、そういう人的な面での後退というのが言えませんか。私は言えると思うんですけど、どうですか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 指定管理者に移行することで、人的なスタッフなりそういった部分で後退するのではないかという御懸念、御指摘だと思いますけども、私ども、指定管理者に移行して、民間のいろんな努力なり、そういったフットワークのよさとかというような部分を期待しております、今の現状ということで先ほど御説明させていただきましたけれども、うちの職員3名はあくま

でも兼務ということでございます。ですから、センターの管理に全て専属に配置されているわけではない。そういった部分におきまして、現在うちの予算上の積算上ですけれども、指定管理者の正職員として3名は、館長と学芸員2名、これにつきましては専属の職員ということで考えておりますので、使用前、使用后というか、直営と指定管理者に移行した後を比べて、必ずしも御懸念の部分になるというふうには考えておりません。そういう状況でございます。

○紺谷 克孝委員 いや、そうですよ、現状では7名のうち2名が学芸員で、あとの5名はNPOの職員なんですよ、正規の。だから、そういう点では、臨時職員であれば、6カ月の短期の非常勤といったら、明らかですよ、はっきりしてるでしょ。それと、兼務で3名行っているからという話ですけどね、これ阿部館長以下、3名は常駐してないんですか。兼務だから本庁のほうに帰ってきて埋蔵文化にいるとか、時々向こうに行くだけだとか、そういうことなんですか。

○教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫） うちの職員、兼務の3人の職員ですけれども、先ほど御答弁させていただきましたけれども、館長につきましては、二足のわらじを履いている中で、結構飛び回っていただいている。それ以外の2名については、基本的にはセンターの中に席はあります。そういう中で、仕事については埋蔵文化財の仕事と館の管理の仕事をいただいているという状況でございます。

○紺谷 克孝委員 兼務の2名、館長以下2名以外に埋蔵文化にいる、こちらの本庁にいる2名ないし3名の学芸員いるでしょ。その人たちも応援に行ってるんですよ、事があれば。

○教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春） 今、縄文文化交流センターの中については3名の兼務職員がおりますけれども、そのほかに垣ノ島遺跡の発掘調査等もございまして、全員が縄文文化交流センターの中において仕事をやりくりやっていると状況でございます。

以上です。

○紺谷 克孝委員 何かちょっとわからない。あれだから、ちょっと伺いますけどね。そうすると、その3名以外の、本庁にいる埋蔵文化にいる3名の職員は縄文文化交流センターの仕事は全然してないということですか。まあ、時々はお手伝いすると。要するに言いたいのは、やはりその3名の兼務されて、館長は忙しくて飛び回っていると、いろいろおっしゃってますけどね、そういう3名の体制とあわせて、その垣ノ島も含めて総がかりで、文化財課の中にある埋蔵文化の学芸員も全て、問題があれば行ってやっておられるということだと私は思うんですよね。だから、そういう総がかりでやっておられるという中身を全部引き揚げて、そして新たに指定管理者に任せるということは、しかも、こういう体制的には大分、どう言うのかな、弱くなった体制で、職員の身分から何から見ても弱くなった体制でやるということについては、やはり問題があると。やはり10名なら10名やっていると同等の、少なくとも同じくらいの職員配置や、やはり専門家の配置でやらなきゃだめだと。先ほど政田部長がおっしゃった、二足のわらじ云々ということでおっしゃったけど、確かに世界遺産の関係で忙しいと、大変だということはあったとしても、絶対にこの縄文文化交流センターの、この国宝がある、この維持管理が、やはり地域が果たす、教育長もおっしゃってましたけど、地域が果たす役割を弱めるものであってはならないというふう思うんですよね。その二足のわらじ論で、それを私は少しでも軽く見るというふうな結果となれば、これは重大な問題だというふうに思います。そういう点で、私としては、今ある直営の体制とやはり同等のきちんとした体制をきちんと確立することが、まず必要だということを経験して述べまして、

終わりにします。

以上です。

- 委員長（齊藤 明男）** ほかに御質疑ありませんか。道畑委員。
- 道畑 克雄委員** ほとんど質問しようと思って用意していたことは、今までの委員が全部聞き尽くしてくださいましたので、一点だけ、国宝の扱いについて何ですけれども、これ多分、プロポーザル、先ほど公募という話、公募でやるかどうか別にして、公募という形で出されると当然、仕様書ということで公表されますよね、こういう業務をやっていただきますと。その中に国宝に関する業務というのは、特別扱いみたいな形で何か位置づけられるのか、それとも何か文化庁との関係で特別規定しなければならない部分とかあったりするのか、その辺、午前中の質疑でもちょっとやりとりされてたようですけども、もう少しそのところをちょっと明確にできる部分があるのであれば、お答えいただければと思うんですが。例えば、考えられるのは、普段あそこに展示しておく分では、今いろいろあった日常業務の範疇でということでもいいのかもわからないんですけども、例えばどこかから貸し出しの要請があった場合ですとか、それから実際にどこかに運ばなければならない場合ですとか、そういったことも想定されるのかなと思うんですよね。そうしたことについて、市の業務としてどのように取り扱うのかということについて、ちょっと今もし教えていただける分があったら、答えていただければと思うんですけど。
- 教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 国宝にかかわって、指定管理に移行することで大丈夫なのかということと、あと国宝の貸し出し、そういうような御依頼があったときの対応についてでございます。皆さんも御承知というか、先ほど来御答弁させてもらってますけれども、北海道唯一の国宝でございます中空土偶を常時展示する縄文文化交流センター、これは登録博物館として、専門的な知識を有する館長、それから習熟した学芸員2名、そういった諸条件を整えれば、国宝の管理を含め特に懸念される事項はないというふうに考えております。それと、例えば指定管理に移行した後で、国宝を貸してくれとか、そういった御依頼があった場合の対応でございますけれども、そういう場合につきましては、教育委員会と協議して、そしてどのように対応するかということを決めて対応していくこととなります。以上でございます。
- 道畑 克雄委員** 午前中、確かにそのような御答弁だったと思うんですけど、まだそこまで決めてないとかっていう話なのかもしれないんですけど、これは国宝ですので、取り扱うに当たって市が直接その、このようにしなさいというようなことがあるんだと思うんですよね。ですから、そうした場合に、これは責任って、さっき話出てて、場合によっては指定管理者に求める場合もあるかもしれないみたいな、ちょっとお話も出たようですけども、そもそも市としてはこれをどう取り扱うかということについて、例えばプロポーザルの業務の仕様書なんかではどのように提示をされるおつもりなのかという部分についてお尋ねをしているんです。
- 教育委員会生涯学習部参事3級（阿部 千春）** これまでの事例を見ますと、全面的に指定管理をしているところについては、遺物のレファレンス、また貸出についても指定管理者が行うというところがございますが、縄文文化交流センターにつきましては国宝を保管、展示しておりますので、この国宝の取り扱いについては、別途考えていかなければならないというふうに考えておりますが、まだその具体的

な内容については、まだ決めていないというところでございます。

以上です。

○道畑 克雄委員 くどくて申しわけありません。それは文化庁とかから、国からこういうふうには扱いなさいと、指定管理にした場合にはこういうふうには扱いなさいみたいなことというのは、考え方として示されてるとかっていうのはしてないんですか。いや、なきや、ないんですということ結構なんですけれども。

○教育委員会生涯学習部参事 3級（阿部 千春） まだ文化庁とはそこまで協議をしていないというところでございます。

以上です。

○道畑 克雄委員 終わります。

○委員長（斉藤 明男） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤 明男） はい。質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退席ください。

（総務部・財務部・消防本部・教育委員会退室）

○委員長（斉藤 明男） これより各事件に対する協議を行います。

先ほどの質疑等を踏まえ、当委員会に付託された議案6件に対して、各委員から何か御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤 明男） ないようですので、これより議案第1号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下6件について、順次、各会派の賛否をお伺いいたしますが、発言の際には、賛否理由につきましてもあわせて御発言をいただきますよう、お願いいたします。

市政クラブさん。

○浜野 幸子委員 全部マルです。1号、5号、7号、9号、10号、11号、全てマルです。

○委員長（斉藤 明男） 民主・市民ネットさん。

○阿部 善一委員 議案第7号については、会派でちょっと意見交換したいので、時間をいただき、ほかはマルです。7号、縄文文化交流センターだけ保留のまま、もう少し時間をいただきたい。あとはマルです。

○委員長（斉藤 明男） 公明党さん。

○茂木 修委員 心配もあるんですけども、慎重に進めていただけるという前提で、債務負担行為も含めて全てマルです。

○委員長（斉藤 明男） 市民クラブさん。

○小野沢 猛史委員 私どもは、先ほど委員長、議案について何かありませんかっていうのは、どういう意味だったのかちょっと計りかねたので、黙ってたんですけど。

○委員長（斉藤 明男） この前のですか。

○小野沢 猛史委員 うん。取り扱いについて。議案第7号、縄文文化交流センターについては、い

ろいろ考え方がるので、御相談という場面があるのかなと思ったんですけども。それ以外は、まずマルです。議案第7号については、修正案なり、どうかなど。附則で施行期日を書いていますよね。その辺を削除するとかということは、いろいろと質疑の中で、私だけではなくて、心配される点について、それぞれ各委員から御発言があって、そこは理解していただくようにという答弁をされてましたけど、これまでの例を見ると、なかなかその辺は、とにかく時間をかけて、結局、何も変わらないというようなことがたびたびあったので、それを歯止めかける意味でも、附則の施行期日、平成26年4月1日からという部分については削除したほうがいいのかなどというふうに思っていますけれども、その点は皆さんどうお考えになるかなど。もう一つ、あえて言うと、これは委員長がおっしゃったように条件付きの賛否はできませんということなので、そこはつらいところがありますけれども、できればもう少し、その経過を踏まえて、例えば特例でとかってというようなことも答弁の中であればいいのかなど思っていますけど、それは残念ながらありませんでしたから、そこまではあえて言及しません。ただ、最低限そこら辺のところは、きちんと委員会として整理していくべきかなと思っています。でないとすれば、とりあえずは継続審査と。自治基本条例のときも随分いろいろ議論があって、とても課題がいっぱいあって、きょうも質疑でいろいろありました。指定管理者とはいいいながら、館長は市職員だというようなことであれば、それはまた全然違った考え方もありますし、そこら辺をもっと委員会としても調査、研究する必要があるなど私は思います。ということで、賛否云々の前に継続審査とすべきかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（齊藤 明男） あとは全部マルですね。

○小野沢 猛史委員 はい。

○委員長（齊藤 明男） 日本共産党さん。

○紺谷 克孝委員 私どもは、1号と7号はバツです。これは議論の経過から見ても、今のままで指定管理者を進めるということは賛成できないということで、先ほど議論があったとおりです。債務負担行為がある1号についてもバツ。そういうことで、あとはマルです。

○委員長（齊藤 明男） 一通りお聞きいたしましたので、各会派の採決態度の確認をいたします。

市政クラブさんは、1号から11号まで全てマルと。民主・市民ネットさんは、7号を保留したいと。公明党さんは、1号から11号まで全てマルと。市民クラブさんは、7号については今の委員会で継続したいと、こういうような御発言ですけど、それでよろしいでしょうか。

○小野沢 猛史委員 はい。修正ということで賛同いただければ、そこら辺ももう一回検討していただくとありがたいなというふうに思います。

○委員長（齊藤 明男） それでは、後ほど協議したいと思います。

○阿部 善一委員 済みません。7号と1号、債務負担行為、関連しますので、連動していますので、1号、7号を保留ということで、ほかはマルということで、今のところしてください。

○委員長（齊藤 明男） 共産党さんは、1号がバツで、5号がマル、それから7号がバツと、9号、10号、11号とマルと。こういうことでよろしいですか。

それでは、民主さんのほうから若干保留というような御発言がございますので、暫時休憩をしたいと思います。

思いますが、何分くらい。

○阿部 善一委員 とりあえずは。

○委員長(斉藤 明男) 3時の休憩帯も入るので、じゃあ、3時半再開ということでお願いします。

午後2時50分休憩

午後3時34分再開

(教育委員会入室)

○委員長(斉藤 明男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

教育委員会より発言の申し出がございましたので、これを許可します。

○教育委員会生涯学習部長(政田 郁夫) 先ほど道畑委員からの国宝の貸し出しなどについて、生涯学習部参事より御答弁をさせていただきましたが、一部不十分な点がございましたので、その補足部分も含めて答弁させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○教育委員会生涯学習部参事3級(阿部 千春) 国宝の貸し出し等についての御質問ですけれども、国宝及び重要文化財等、国が指定した文化財につきましても、貸し出し等に伴って現状変更するということには、現状変更の届出をいたしまして、それを国が認可するという仕組みになってございます。先ほど答弁いたしましたのは、その申請者が指定管理者側なのか教育委員会側なのかということについては、まだ要綱を定めておりませんので、今、検討をしているというところでございますが、いずれにしても教育委員会が責任をもってこれを行っていくという考えでございます。

以上でございます。

○委員長(斉藤 明男) はい。それでは、退席ください。

(教育委員会退室)

○委員長(斉藤 明男) それでは、先ほどの審査結果の中で、民主・市民ネットさんが1号と7号、態度を保留されておりますので、その後の経過をお知らせ願いたいと思います。

○道畑 克雄委員 今、この休み時間の中で会派で協議をしてきましたけれども、結論とすれば、保留しておりました1号と7号についてはマルということで整理させていただきたいと思います。

○委員長(斉藤 明男) はい、わかりました。

次に、小野沢委員提案の修正案について協議をしたいと、こういうふうに思います。小野沢委員の施行期日の変更についての提案がございましたけれども、皆さんの意見を聞きたいと思いますので。

浜野委員のほうから、一つお願いします。

○浜野 幸子委員 うちの会派は、やはりこの条例は提案されたままで、このままで通していただきたいと思います。

○委員長(斉藤 明男) 次に、阿部委員のほうから。

○阿部 善一委員 確かにきょう午前中、午後、議論の中ではまだ全体像が見えてこなくて、生涯学習部が民間委託、管理をしても、まだ不透明な部分、あるいは不安な部分というのがたくさんあるんだとい

うことは感じましたけれども、ただし、日程について、26年4月1日の実際面の運用についてはこだわらないというような答弁がありましたので、少しそれを信じていかねばだめなのかなと。現実には、恐らく無理だろうと。今の、先ほどずっと午前、午後の状況であれば。ということで、これやろうとすると、また一般会計の予算のほうもまた最終提案、いろいろ修正提案などなどなどですね、必要になってくるかなというように思いで、とにかく、いずれにしましても、民間団体とも含めて十分協議をし、それから実際、そういうことに着手したいということの答弁がありましたので、そのことを信じて、修正、継続、実質的には継続審議みたいな形になったものというふうに思いますので、小野沢委員の提案については、そこまでいなくてもいいのかなというふうな思いです。見解です。

○委員長（齊藤 明男） 公明の茂木委員。

○茂木 修委員 うちも、先ほど確認をしましたけれども、まずは、今お話あったとおり、今、各種団体ですか、協議会から理解を得られた上で進めていくという話でございましたので、それは、その言葉どおり受けとめましたので、なおかつ、この日付についても確認をして、例えばこの4月1日以降においても指定管理者でなくても条例自体の存在に問題がないということでもございましたし、将来的に指定管理者を導入するという点については、うちの会派は賛成ですので、このままな形でもいいのかなというふうに思っています。

○委員長（齊藤 明男） あとは共産の紺谷委員。

○紺谷 克孝委員 私どものほうは、先ほど述べたとおり、指定管理者そのものが賛成できないということなので、この期日については、仮に修正したとしても同じであるということの立場です。

○委員長（齊藤 明男） 小野沢委員に申し上げますけれども、共産党さんを除く3会派が修正案に対して反対というような、「紺谷委員も反対は反対」と見付委員）そうか。賛同する会派が1会派ということになりますけれども、修正案の、要するに提出の意思を確認したいんですが、いかがでしょう。

○小野沢 猛史委員 いや、賛同を得られませんので、提出してもそれは無駄な行為ということになりますから、そういう考えがあるということを申し上げただけで、これはよしとしたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（齊藤 明男） それでは、議案第7号については継続が少数でございます。議案第7号については継続審査との御意見が少数ですが、市民クラブさんはいかがでしょうか。

○小野沢 猛史委員 現時点でいろいろとわからないことがあるので、不明な点があるということで、継続して調査すべきだなどというふうに思いますが、賛同が得られませんので、会派としての態度を表明しなければいけないと。先ほど来、教育長が答弁の中で、いろいろあった意見については十分理解が得られるような形で進めたいというふうな答弁もありましたけど、それに信頼しないというわけではありませんけど、しかし、これまでのいろんな経過を踏まえれば、なかなかそういう誠実な対応を必ずしもしてくれるというふうにはいかない場合もあるので、私どもとしては、そこはやっぱり説明どおり、額面どおり受けとめることは難しいなというふうに思います。よって、会派としては退場させていただきま。議案第1号については、最初から申し上げたとおり、条例案の次第によっては、これは黙っても自動的に補正されることですから、これについてはあえて退場とか、そういう態度はとりません。

○委員長（齊藤 明男） それでは、再度、各会派の採決態度の確認を……。〔「予算は」と阿部委員、
「予算は条例の次第によっては、黙っても補正されるから、ここでそのことだけ取り上げてどうこうと
言っても、余り意味のないことだというふうに思います」と小野沢委員〕再度、確認を行います。

市政クラブさんは、1号から11号まで全てマルと。あと、民主・市民ネットさんは、1号から11号ま
で全てマルと。公明党さんも、1号から11号まで全てマルと。あと市民クラブさん、7号だけ退席をし
たいと、こういうことでよろしいですね。それから共産党さんは、1号と7号をバツと、こういうこと
でよろしいですか。

それでは、ちょっと10分くらい休憩いたします。

午後 3 時43分休憩

午後 3 時55分再開

（総務部・財務部・消防本部・教育委員会入室）

○委員長（齊藤 明男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、各事件について順次、採決いたします。

まず、議案第1号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」、「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤 明男） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（齊藤 明男） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号函館市職員退職手当条例の一部改正について、及び議案第9号物品の購入契約につ
いてから議案第11号土地の購入についてまで、以上の4件を一括して採決いたします。

各案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤 明男） 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決いたしました。

（小野沢委員退室）

○委員長（齊藤 明男） 次に、議案第7号函館市縄文文化交流センター条例の一部改正についてを採決
いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」、「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤 明男） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（齊藤 明男） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。
(小野沢委員入室)

○委員長（齊藤 明男） ここで理事者は御退席ください。
(総務部・財務部・消防本部・教育委員会退室)

○委員長（齊藤 明男） お諮りいたします。
委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（齊藤 明男） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。
以上をもちまして、本委員会に付託されました事件は全て議了いたしました。

2 調査事件

(1) 合併建設計画について

○委員長（齊藤 明男）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、前回委員会において計画の概要や計画変更の考え方、計画変更の想定スケジュールなどについて、理事者に出席をいただいた上で調査を行った。
- ・ ここで、改めて本件に係る調査の目的や今後の調査の進め方などについて委員会として整理、確認したいと思う。お手元の資料1をごらん願う。本件調査の進め方について、正副委員長のほうで案を作成させていただいた。まず、1の調査事件を「合併建設計画について」ということで、2の調査理由・目的についてだが、調査理由として、一つ目として、本市においては、資料の記載にあるとおり、平成16年に合併建設計画を作成したこと、二つ目として、現計画の期間は平成26年度までとなっているが、東日本大震災に伴う法改正により、合併特例債を起すことができる期間が延長されたことを受け、本計画に関する今後の考え方等を調査研究する必要があることから、委員会として調査を行うこととしている。次に、調査目的だが、一つ目として、合併建設計画の今後のあり方、計画期間や財政計画などについて委員会として一定の考えを取りまとめること、二つ目として、計画期間の延長など、計画内容の変更が行われる場合、議会の議決を要することから、調査の過程の中で、多くの情報を蓄積し、議案審査時の議論の参考とするという、以上2点を調査目的として記載している。まず、ここまでの内容について、各委員いかがか。(異議なし)
- ・ 次に、裏面になるが、3の調査の進め方である。①として、前回委員会において執行機関の考え方等の把握を行っている。以下、今後の調査の進め方になるが、②として、計画の執行状況などについての調査、検証としている。なお、ここで前回の調査の中で資料要求を行った「合併建設計画の執行状況」や「合併特例債の活用見込み」についても、あわせて調査したいと考えている。次に③として、合併建設計画の今後のあり方について委員間協議により検討し、最後に④として、調査結果の取りまとめということで、今年度内を目途に取りまとめをしたいと、おおむねねこのような進め方で考えていたが、いかがか。(異議なし)

- ・ ただいま本件の進め方を確認したが、現在、理事者に対して要求している合併建設計画の進捗状況についての資料が提出された時点で、既に配付済みの合併特例債の活用見込みの資料もあわせて、次回以降、調査をしたいと考えているので、よろしく願います。
- ・ 本件については、委員会の閉会中継続調査事件とすることでよいか。(異議なし)
- ・ ただいま決定した閉会中継続調査事件については、先ほどの理由をもって議長に申し出たいと思うが、これに異議ないか。(異議なし)
- ・ 議題集結宣告

(2) 今後の公共施設のあり方について

○委員長(齊藤 明男)

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、前回委員会において、本定例会で調査事件として今後の調査の進め方を正副で調整の上、皆様に提案することとしていた。
- ・ お手元の資料2をごらん願う。本件調査の進め方についての正副案である。まず、1の調査事件を「今後の公共施設のあり方について」ということで、2の調査理由・目的についてだが、調査理由として、一つ目として、本市においては、資料に記載の理由等をもって本年6月に今後の公共施設のあり方に関する基本方針を作成したこと、二つ目として、この基本方針に基づき、理事者では、施設の評価後、施設の売却や延命化等に向けた検討を進めていくこととしている。本件については、将来的な施設の統廃合や指定管理者制度の導入など、個々の施設ごとに、一定の結論が出た時点で議会に議案が提出されることも想定され、また、市民サービスに直結するものであり、市民の関心も高いものであることから、委員会として調査を行うこととしている。次に、調査目的だが、一つ目として、今後の公共施設のあり方について委員会として一定の考えを取りまとめること、二つ目として、本市はもとより、先進地の取り組み状況等を調査する中で、多くの情報を蓄積し、議案審査時の議論の参考とするという、以上2点を調査目的として記載している。まず、ここまでの内容について、各委員いかがか。(異議なし)
- ・ 次に、裏面になるが、3の調査の進め方である。まず、①当市の現状の把握だが、6月開催の委員会において、理事者が作成した今後の公共施設のあり方に関する基本方針について調査を行っている。以下、今後の調査の進め方になるが、②として、他都市の取り組み状況等についての調査研究ということで、記載の2市に対し調査を行ってはどうかと考えている。まず、秦野市については、公共施設の更新問題に対応するため、「公共施設白書」や「公共施設再配置計画」などを策定し、公共施設の再配置への取り組みを積極的に進めていること、また、浜松市については、当市と同様、合併により市の面積の拡大や、公共施設数の増といった状況の中で、資産保有の適正化を図るため、ファシリテイマネジメントの考え方を取り入れた資産経営に取り組み、「資産経営推進方針」や「公共施設再配置計画」を策定するなどし、施設の適正化や廃止計画といった各般の取り組みを進めているといった状況にあることから、今後の委員会調査に当たり、非常に参考になるものと考え、それぞれ選定したところである。なお、調査日程については10月29日から31日の日程で、また、具体的調査内容につき

ましては添付の調査票のとおり行いたいと考えている。続いて、③として、今後の公共施設のあり方について委員間協議により検討し、最後に④として、調査結果の取りまとめということで、先ほどの合併建設計画と同様、今年度内を目途に取りまとめをしたいとおおむねこのような進め方を考えた。また、本件については、個別の施設に係る調査ではなく、あくまでも全体としてのあり方について調査することにしたいと考えていたが、このような進め方でいかがか。(異議なし)

- ・ 本件については、委員会の閉会中継続調査事件とすることでよいか。(異議なし)
- ・ ただいま決定した閉会中継続調査事件については、先ほどの理由をもって議長に申し出たいと思うが、これに異議ないか。(異議なし)
- ・ 議題集結宣告

3 その他

○委員長(齊藤 明男)

- ・ その他、各委員から何か発言あるか。(発言なし)
- ・ 散会宣告

午後4時06分散会